

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

【1】設置の趣旨及び必要性	・・・・・・・・・・	p. 1
【2】研究科、専攻等の名称及び学位の名称	・・・・・・・・・・	p. 10
【3】教育課程の編成の考え方及び特色	・・・・・・・・・・	p. 11
【4】教員組織の編成の考え方及び特色	・・・・・・・・・・	p. 28
【5】教育方法、履修指導方法及び修了要件	・・・・・・・・・・	p. 34
【6】教育課程連携協議会について	・・・・・・・・・・	p. 41
【7】施設・設備等の整備計画	・・・・・・・・・・	p. 43
【8】基礎となる学部との関係	・・・・・・・・・・	p. 45
【9】入学者選抜の概要	・・・・・・・・・・	p. 46
【10】取得可能な資格	・・・・・・・・・・	p. 48
【11】大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施	・・・・・・・・・・	p. 49
【12】管理運営	・・・・・・・・・・	p. 51
【13】自己点検・評価	・・・・・・・・・・	p. 53
【14】認証評価	・・・・・・・・・・	p. 54
【15】情報の公表	・・・・・・・・・・	p. 55
【16】教育内容等の改善のための組織的な研修等	・・・・・・・・・・	p. 57
【17】連携協力校等との連携	・・・・・・・・・・	p. 59
【18】実習の具体的計画	・・・・・・・・・・	p. 61

【1】設置の趣旨及び必要性

1. 改組の背景

本学では、平成28年度の教職大学院設置時より、専任教員15名のうち4名は教科教育領域の研究者教員が修士課程とのダブルカウントで2年間担当した後、専任を外れても引き続き本専攻の授業や運営を担当した。また、この他79名の修士課程を担当する研究者教員も、兼担として本専攻の授業担当や院生の指導教員を担当してきた。本学では、教職大学院設置時から、院生の教科指導の専門的向上を重視し、今回の教職大学院の拡充を見据えて備えてきた側面がある。また、たとえば他校種連携に関心をもつ院生の指導に当たって、専任でない幼児教育を専門とする研究者教員が本専攻の授業を設定し指導教員も担当するなど、院生の専門性向上に必要な教育環境の提供を適宜積み重ねてきている。

平成29年8月に出された「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書（以下「有識者会議報告書」という。）」には、教員養成機能の修士課程からの移行を進めるとともに、学校現場の実情に即した実践的な教科領域の教育の導入、学部と教職大学院との一体化、学校外の資源や「理論と実践の往還」の手法等を活用した最新の教育課題への対応に努めることが明示された。併せて教員養成に加えて、現職教員の教育・研修機能の強化の必要性も指摘している。さらに本学では、第3期中期計画において、「平成28年度の専門職学位課程の設置に伴い、既存の修士課程を段階的に縮小する。」としており、修士課程での教育分野の教職大学院への移行を定めていた。

このような提言を受け中期計画に対応して、本学教職大学院が備えていた機能についてさらに強化を図ることにしたのが、この度の改組の理由である。強化する点と考えるところは、以下のとおりである。

第一に、複雑化し多様化する学校現場の問題解決のために発揮されるべき共同探究力の育成の強化である。個々の院生の資質・能力については、学部教員養成段階から一貫して大学院段階でも引き続きその育成を目指すところである。一方で、平成27年12月の中央教育審議会による「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」においても示されているように、学校の教育活動のさらなる充実のためには、組織として教育活動に取り組む体制づくりに積極的に参画し、自らの専門性を発揮しながら協働して問題解決を図る資質・能力の育成が求められる。学校内外の他職種との協働（養護教諭、スクール・カウンセラーなどの心理領域の職種、スクール・ソーシャルワーカーなどの福祉領域の職種）、幼児教育と小学校教育の連携など他校種連携、学校外の関連専門機関や、地域の専門職・専門的人材との連携が求められる中、それぞれとつながりながら問題を解決するために必要な共同探究力のさらなる向上を図り、チーム学校の体制づくりの中核を担う教員の育成機能を強化する。

第二に、教科指導力の育成の強化である。従来の教職大学院では、既に述べたように、教科教育及び教科専門の大学教員が授業や指導教員を担当することはあったが、その科目領域が限定的であったことは否めない。現在、学校で実施されているすべての教科領域に対応する必要がある、既存の修士課程で実施していた教育内容を生かし、教職大学院の科目として再編することで教科指導力の高度化を進めることにした。これにより、院生が高水準の教科特有の知識・技能の習得や探究を基盤としながら、自分の授業実践の向上を可能にする教材研究・授業研究の力量を発揮できるよう本学教職大学院の教育研究組織の機能強化を図る。さらに、平成29年以降に出された学習指導要領等に示された学校改革の理念を実現するために必要な方策として、「主体的・対話的で深い学び」を実現させるための授業改善を促進すると同時に、これからの時代の変化に対応した教育内容を含む「社会に開かれた教育課程」、学力向上に効果的な「カリキュラム・マネジメント」を推進さ

せるための学校組織運営の改善などが求められているところである。校内で、教科の専門性を発揮しながら、これらの授業改善や新しい教科領域にまたがる教育内容の開発、カリキュラム・マネジメントを推進する協働的な教員集団の中核としてその力量を発揮できる教員の力量形成を強化する。

第三に、教員の実践的力量的向上に欠かせない実践的な省察の充実の強化を図ることである。学校現場が抱える課題は複雑化し多様化しており、教員自身の多忙化が進む中でこの閉塞状況を打破するためには、問題が生じている固有の子どもや教室の中で特定の文脈や状況を適切に読み解く振り返りや省察の在り方が問題解決の成否を握っている。「理論と実践の往還」の中でそれぞれをつなぐ思考の一つである省察の重視は、本学においては、これまでの教職大学院はもとより、学部の教員養成段階より重視してきたところである。複雑な要素が絡む学校現場の問題状況に対し、学校教育の当事者の中核として問題解決を図ることのできる力量形成の強化の一環として、この要素を強化していく。なお、平成26年の日本教職大学院協会授業改善・FD委員会による「教科領域を取り込んだモデルカリキュラム」においてこれからのカリキュラム改革の中核として提案されているものとして、学校の参観や実習と大学の講義や演習の「架橋科目」があるが、本学ではこれに対応するものとして、省察をより充実させる科目やカリキュラムの改編を行う必要があると考えた。

上記の三点の機能強化を検討する社会的背景として踏まえる必要があるのは例えば次のような点である。平成30年に文部科学省により「Society 5.0」における人材像、学校や学びの在り方、今後の教育政策の方向性等がまとめられ提言された（「Society 5.0に向けた人材育成 ～ 社会が変わる、学びが変わる ～」 Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会 平成30年6月）。このほかにも、IoTが進展し、AIの活用が社会の産業構造を劇的に変化させることが予想されているような新しい時代・新しい社会像の提示が次々になされており、それに伴い、それらの理念を落とし込んだ新しい教育計画の策定と実施が併せて進められてきている。

埼玉県教育委員会は、平成31年度からの5年間に取り組むべき教育施策の体系を明らかにした「第3期埼玉県教育振興基本計画」を策定し、教育を取り巻く社会の動向、社会状況の変化等を踏まえて、「1 社会の激しい変化に対応するための資質・能力の育成、2 子供たちの社会的自立、3 多様なニーズに対応した教育機会の提供、4 学校・家庭・地域との連携・協働による教育力の向上、5 人生100年時代を見据えた生涯学習・スポーツの推進」の5項目に取り組むべき課題とした。また、さいたま市が令和元年度より取り組む「第2期さいたま市教育振興基本計画」では、その基本的方向性として、「1 12年間の学びの連続性を生かした『真の学力』の育成、2 グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成、3 人生100年時代を輝き続ける力の育成、4 スクール・コミュニティによる連携・協働の充実、5 「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備」の5点を提示している。

これらの提言や計画の内容は、学部段階の教員養成及びこれまでの教職大学院の教育理念や教育内容に反映されていた部分もあるが、今回の教職大学院の拡充による上記3点の機能強化によってさらに包括的一体的に対応していくことが可能になる。

埼玉県の計画の「1 社会の激しい変化に対応するための資質・能力の育成」及びさいたま市の計画の「1 12年間の学びの連続性を生かした『真の学力』の育成」を進める教員を育成するために、「教科指導力」の育成と「実践的省察」の充実を目指すこととする。埼玉県の計画の「2 子供たちの社会的自立、3 多様なニーズに対応した教育機会の提供、4 学校・家庭・地域との連携・協働による教育力の向上、5 人生100年時代を見据えた生涯学習・スポーツの推進」及びさいたま市の計画の「2 グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成、3 人生100年時代を輝き続ける力の育成、4

スクール・コミュニティによる連携・協働の充実、5 『未来を拓くさいたま教育』推進のための基盤整備」については、チーム学校体制を支える中核教員として、学校内外の他職種や関連機関との連携の中で「共同探究力」を発揮し、その「実践的省察」を充実させることで問題解決を図ることができる教員を育成することとする。

これらの国による提言や地域の教育計画を実現する教員の育成を推進するためにも、上記の本学教職大学院の機能強化は必要であると考えられる。社会の急激な変化に対応する資質能力とリテラシーを子どもたちに育成するための新しい学びの在り方を、本学教職大学院の教育研究においても追求する必要がある。

以上のように、本学教職大学院では、教員としての高度な資質能力を育成するために、これまでも「理論と実践の融合・往還」をキーワードに教職大学院での学びを構成し展開してきたところである。つまり、我々の教員養成・教師教育の「理論と実践の往還」の中で、現行の教職大学院教育を発展させていくことに加え、この間の社会的変化への対応、有識者会議報告書や新学習指導要領の理念の実現、日本教職大学院協会が提案するところなどを背景として踏まえつつ、設定したものである。今後も教職大学院での高度な知識・技能の習得及び学校現場の事実の省察・考察を深める学び合いの中で、個々の院生の実践の高度化につながる力量形成に努める。これに加えて、今後は、専門性の垣根を越えて、個々の専門性を発揮しながら協働して問題解決をしていく上で必要な共同探究力の形成を強化することにする。

2. 改組の必要性と方向性

現行の教職大学院では、現職教員の再教育及び学部卒業生の実践力を高める場として、質的・量的充実を図るとともに、現在の学校教育の抱える多様で複雑な教育課題に対応できる高度教育実践力を有した教員養成と教員研修の機能を拡充・強化することを目的としてきた。

教育実践力高度化コースでは、教科指導力、組織マネジメント力、地域連携でのリーダーシップの育成を行い、発達臨床支援高度化コースでは、特別支援学校での実践力、通常学校・学級での特別支援教育や生徒指導・教育相談の専門性の育成を行ってきた。

一方で、修士課程では、教員として必要とされる高度な研究力・実践力とともに、豊かな人間性・社会性を持ち、学校や地域の教育単位において指導的役割を担う人材を育成することを目的としていた。学校教育専攻では、主に、教育学、幼児教育、心理・教育実践学、学校保健を、教科教育専攻では、主に、教科教育に関する教育研究を展開していた。

既述のように、「有識者会議報告書」で示されている教員養成機能の修士課程からの移行を進め、新しい時代の変化や学校現場の実情に即した実践的な教科領域の教育の導入、学部と教職大学院との一体化、学校外の資源や「理論と実践の往還」の手法等を活用した最新の教育課題への対応の強化や地域において認識されている様々な教育課題（確かな学力の形成、学校現場での多様性への対応、小学校教育と幼児教育の接続等）に対応するためには、現職教員と学部卒業生及び多様な専門性を持った院生たちの共同探究の力量形成を深め、新しい教科領域にも対応できる教科指導力をさらに高め、理論と実践の往還のなかで展開される実践的な省察をより充実させることによって、さらに高度な教育研究を推進することが必要である。そこで、学部・大学院が接続した整合性のある教育課程を念頭に、修士課程での教科教育、教育学、心理・教育実践学、学校保健、幼児教育の移行、教職大学院の教育課程、授業科目、教育組織、教員組織全体にわたる見直しに着手することとした。

本研究科修士課程が学校現場により一層貢献できるようにする為には、本研究科の教育研

究機能のなかでも、特に①協働して取り組む共同探究力の育成、②新しい時代の変化にも対応した高度な教材開発力・教科指導力の育成、③実践的な省察の充実の3点を中心にさらに強化していく必要がある。そのために、学部での教員養成と一貫した教育も念頭に、学部と大学院とをつなぎ一体的に発展させることで、一貫した教員養成及び教師教育の高度化を目指すことにした。

中核的・指導的役割を担える教員の養成に資するために、新たに10の教科領域と学校保健、幼児教育の分野を加え、学部段階での教員養成と連続性を持った専門職学位課程へと改編・拡充する。

「有識者会議報告書」の趣旨に則り、現行の「学校教育専攻」と「教科教育専攻」からなる修士課程と、「教職実践専攻」である専門職学位課程（教職大学院）を、以下のとおりに再編する。

教職大学院「教職実践専攻」(入学定員20名→52名)

教科領域と教育学、心理・教育実践学、学校保健、幼児教育の分野を新たに加えて内容を拡充するとともに、大学院で学び、高度な職業人としての力量を身につけることを希望する人材に対応できるよう、入学定員を拡充する。

修士課程(入学定員42名→募集停止)

教科領域と教育学、心理・教育実践学、学校保健、幼児教育の分野を教職大学院へ全面的に移行し、修士課程は募集停止とする。

図1 教育組織

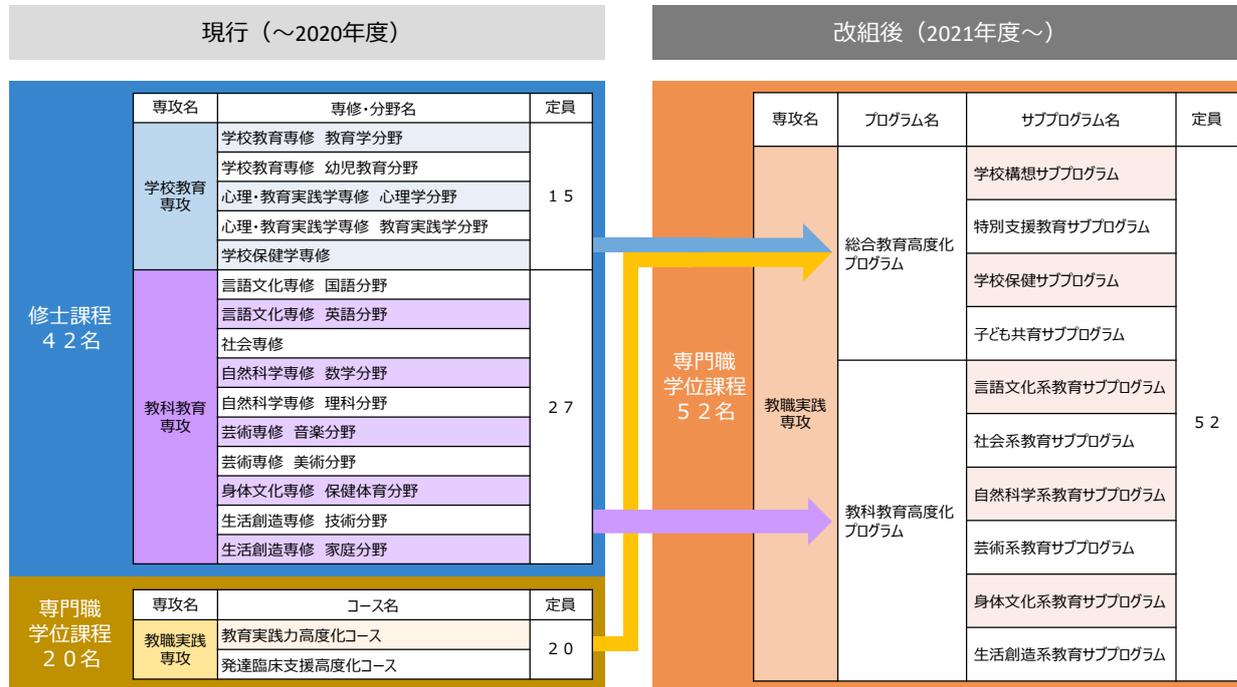
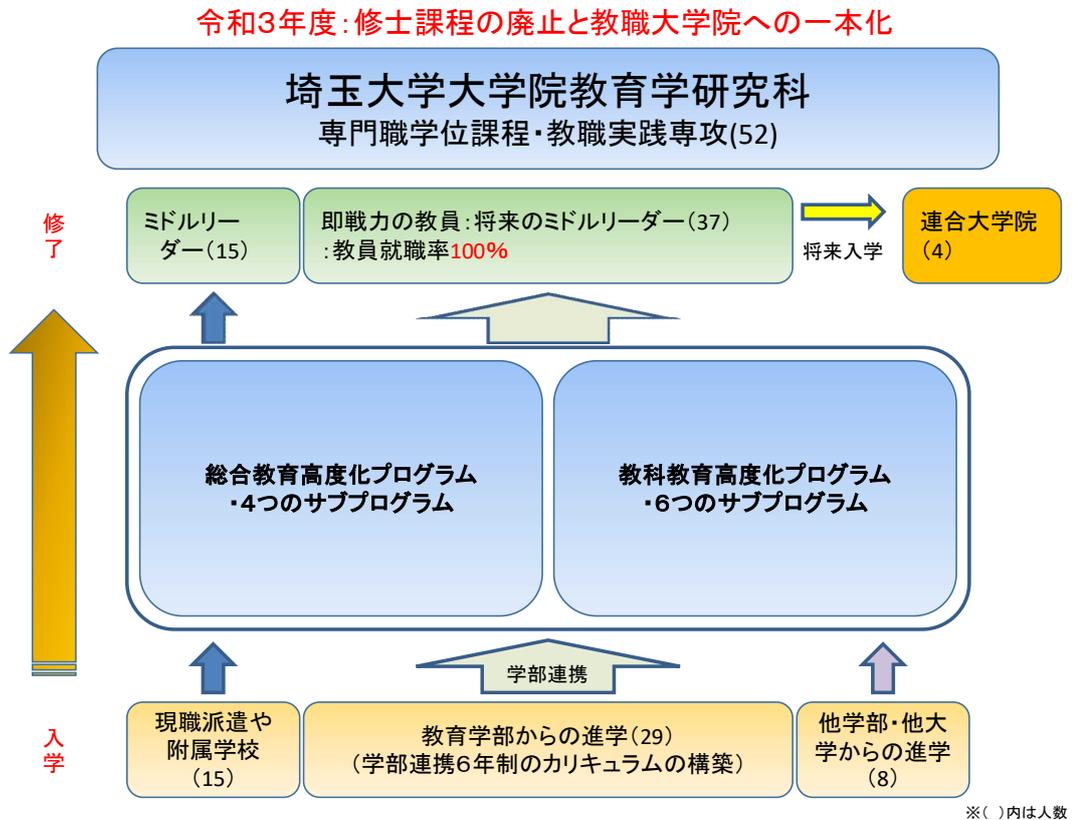


図2 概念図



3. 地域のニーズと養成する教員像

埼玉大学は埼玉県、並びにその県庁所在地である政令指定都市のさいたま市に位置する。よって、この二つの自治体のニーズに応えることが、本学の教育の目的を考える上でまずは必要なこととなる。

埼玉県教育委員会が策定した「教員等の資質向上に関する指標【教諭】」において、「埼玉県の教員として持ち続けてほしい素養」として、以下の3点があげられている。

- ・常に自己研鑽に努め、自律的・主体的に学ぶ
- ・教育公務員としての使命を自覚し、高い倫理観と生徒等への教育的愛情を持つ
- ・豊かな人間性やコミュニケーション力・幅広い教養・視野を持ち、家庭や地域など誰とでも協働する

また、さいたま市教育委員会が策定した「さいたま市教員等資質向上指標」においては、「さいたま市が求める教師像」として、以下の3点があげられている。

- ・豊かな人間性と社会性
- ・強い使命感と教育への情熱
- ・幅広い教養と実践的な専門性

また既述したところであるが、埼玉県教育委員会が策定した「第3期埼玉県教育振興基本計画」(平成31年度策定)では、「1 社会の激しい変化に対応するための資質・能力の育成、2 子供たちの社会的自立、3 多様なニーズに対応した教育機会の提供、4 学

校・家庭・地域との連携・協働による教育力の向上、5 人生100年時代を見据えた生涯学習・スポーツの推進」の5項目を取り組むべき課題としている。また、さいたま市の「第2期さいたま市教育振興基本計画」（令和元年度）では、その基本的方向性として、「12年間の学びの連続性を生かした「真の学力」の育成、2 グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成、3 人生100年時代を輝き続ける力の育成、4 スクール・コミュニティによる連携・協働の充実、5 「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備」の5点を提示している。

埼玉県・さいたま市が求める教員としての資質能力は、学部の教員養成段階でも育成を行っているところであり、それらを基盤として大学院段階では継続的・発展的にその育成を目指すものである。埼玉県の「第3期埼玉県教育振興基本計画」やさいたま市の「第2期さいたま市教育振興基本計画」を実現する教員の育成においても同様で、学部段階を基盤としつつ、これらの課題に対応できる教員としての資質能力の高度化を目的として、教職大学院を構想する。

埼玉県・さいたま市における喫緊の教育課題として、以下のことがあげられる。

- ・さいたま市などの東京近郊の都市部と、秩父地方など過疎化が進む郡部とを含む埼玉県は、教育に関しても日本の縮図とされ、地域によって学校教育課題が異なる。一般的な解決策では対応しづらい地域固有あるいは勤務校固有の課題に対して丹念に向き合い、学校につながる人々と関わって知恵を出し合いその解決を図ることが必要となっている。
- ・児童生徒と地域とのつながりが希薄で、地域への理解や愛着が深いとは言えない。地域とかわかり、地域に学ぶことを通して、地域を支える人材を育てることがより必要となっている。
- ・外国籍の子ども、異文化を背景として育った子どもがたくさん在籍している。多文化共生社会の実現のためには、個々の子どもの文化的背景を尊重しながらも、分断なく地域のなかで共に生きていく市民として子どもたちを育てていく必要がある。
- ・発達の課題を抱える子どもが通常学校に多く存在し、特別支援学級が多く設置されている。発達の課題を抱える子どもたちの特別なニーズに対し、きめ細かく応えることができる教育の実現に向けて、教員はその力量を向上させなければならない。
- ・少子化や多忙化によって、子ども同士の良好な関係性が構築しづらい状況にある。子どもと向き合いながら、子どもたちの関係性を丹念に編みなおす教員のあり様が問われている。
- ・学力向上のための取り組みや授業改善をさらに強化すると同時に、急激な社会変化の中で必要な新しい領域に対応する教育内容や教育方法の開発に迫られている。
- ・教員の年齢構成が若年層に偏り、学校改革を担う校内のミドルリーダーの育成が急務となっている。
- ・複雑化し多様化する問題に対応するためには教職員がチームとなって協働し、ある時には学校内外の他職種や関連機関とも連携してその解決に当たる必要に迫られている。
- ・子どもが抱える様々な問題を、見通しをもちながら解決していくためには、他校種間の交流や情報交換にとどまらず、校種を越えた連携や取り組みの継続を促進する必要がある。

上記の課題は、個々別々に存在するのではなくそれぞれが絡み合っただ複雑化複合化しており、また学校固有、地域固有の課題や問題状況が生じているという認識である。これからの学校教育を担う教員は、これらの問題状況に丁寧に向かい合っただ省察や探究をすすめるための資質能力を十分に発揮し、子ども同士、子どもと地域、子どもと社会の関係性を丹念に編み直しながら、それぞれの課題の解決に向けて一層努力する必要がある。さらに、従来の教科の授業実践力向上に加え、新しい領域の教材開発や教科を超えて共同的に進めるカリキュラム・マネジメントなど、教科に関する授業の構想力・研究力を備えた教員が学校現場では求められる。教員としての個々の力量形成を引き続き進めて行くのと同時に、協働して問題解決を図る力量も向上させなければならない。校内で学校改革の担い手として中核的な役割を果たすのと同時に、地域の他校種や関連機関、子どもをとりまく専門職とのつながりを深める役割を果たす人材を育てることは急務である。校内の他職種である養護教諭の専門性の向上を図ると同時に相互の連携協働の力量を育成し、幼稚園教諭としての専門性の向上を図ると同時に他校種連携を推進する中核となる教員としての力量を育成する。

これらを踏まえて、現代的・地域的（埼玉的）教育課題に対応できる高度な力量を備えた教員を養成するために、本学は教職大学院を拡充していく。

既存の本学教育学研究科専門職学位課程のディプロマ・ポリシーは以下のとおりである。改組後の教職大学院でも、既存のディプロマ・ポリシーを踏襲する。

教職大学院（専門職学位課程）

専門職学位課程（教職大学院）は、社会の変化とともに学び続け、教員集団の中核として活躍する実践的探求力と課題解決力をもった教員を育成することを教育目的とする。この教育目的を達成するために、以下の資質・能力を獲得したものに、「教職修士（専門職）」を授与する。

- 1 高度な知識・技能に基づいた授業実践力
子どもたちの個性に応じた学習支援に配慮しつつ、彼らが主体的・協働的に学ぶ授業をデザインし、実践できる高度な力
- 2 子ども理解に基づく学級経営力
子どもたちや子どもたちを取り巻く現状を多面的多角的に把握した上で、良好な人間関係を構築し、彼らの思いや願いを受けとめた適切な学級経営ができる高度な力
- 3 的確な課題把握に基づく教育経営・学校運営力
学校課題を的確に把握して問題解決をはかり、学校運営の中核的スクールリーダーとなりうる高度な組織マネジメント力
- 4 深い省察に基づく実践研究力
教職実践者として実践を深くリフレクションしながら、実践と理論を往還する高度な研究力

[修了認定と学位授与に関する事柄]

これらのディプロマ・ポリシーに基づく明確な基準のもとで厳格に行われる成績評価に基づき、所定の教育課程を修めて、以上の知識を獲得し、求められる資質・能力を獲得したものに對し修了を認定している。

地域教育界から求められる教員像を踏まえつつ、ディプロマ・ポリシーなどで示してきた、本学で育てたい教員像及び教員養成の考え方やあり方を継承し発展させて、新しい教職大学院で目指す教員養成と教師像を以下のとおりとすることとした。

[埼玉大学教職大学院が目指す教員養成]

埼玉大学教職大学院では、教育に関わる「高度な専門性」を備えた教員の養成を目指す
が、個々の能力を高める「高度化」にとどまらず、「専門性」の垣根や「専門性」と「非専門性」の垣根を越え、関係的な力を編み直す「協働化」も見据えた教員の養成を目指す。

[埼玉大学の教職大学院が目指す教師像]

「かかわり、考え、つながり、問い直しつづける教師」

- A 子どもの学びと育ちを支える教師 teacher as caring professional
(具体的な状況のなかでの子どもの学びと育ちを支えるために)
- B 省察的実践家としての教師 teacher as reflective practitioner
(自分たちの教育実践を熟考、創造、省察してゆく過程で)
- C 多様な人、場、知をつなぐ教師 teacher as learning coordinator
(多様な人や場や知とのつながりをうみだしながら)
- D 教育の実践的研究者としての教師 teacher as practical researcher
(たえず教育の問題や意味を問い直しつづける教師)

ディプロマ・ポリシーで示した4つの資質能力と新たに示した教師像との関係は以下のとおりである。

「1 高度な知識・技能に基づいた授業実践力」及び「2 子ども理解に基づく学級経営力」が発揮されることで、「A 子どもの学びと育ちを支える教師」となることが期待される。「4 深い省察に基づく実践研究力」を発揮して、「B 省察的実践家としての教師」となる。と同時に、理論と実践の往還を実践の側から支えて我が国の教育の発展に貢献する「D 教育の実践的研究者としての教師」となる。「3 的確な課題把握に基づく教育経営・学校運営力」を発揮していくその先に「C 多様な人、場、知をつなぐ教師」となってゆく。(別添資料1)

また、埼玉県・さいたま市が教員に求める資質能力や教師像と教職大学院で育成しようとする教師像との関係は以下のとおりである。

埼玉県の「教育公務員としての使命を自覚し、高い倫理観と生徒等への教育的愛情を持つ」やさいたま市の「強い使命感と教育への情熱」という側面は、教職大学院に進学してその専門性を高めようとする進学の動機としてそもそも発揮されているところである。

さいたま市が求める「幅広い教養と実践的な専門性」は、教職大学院における学修でさらに深まることで「A 子どもの学びと育ちを支える教師」の力量として発揮されるものであり、今回の改組においては、特に教科指導の専門性を強化することが目的である。埼玉県の「常に自己研鑽に努め、自律的・主体的に学ぶ」ことの継続と深化発展が、「B 省察的実践家としての教師」「D 教育の実践的研究者としての教師」となっていくのであり、この度の改組はこの省察のさらなる充実を図ることで、学校現場における問題解決につながる実践的研究力を高めることが目的である。埼玉県の「豊かな人間性やコミュニケーション力・幅広い教養・視野を持ち、家庭や地域など誰とでも協働する」資質やさいたま市「豊かな人間性と社会性」の育成機能をこれからの教職大学院で強化していくことで、「C 多様な人、場、知をつなぐ教師」となることを実現させる。(別添資料1)

埼玉県教育委員会の「第3期埼玉県教育振興基本計画」及びさいたま市の「第2期さいたま市教育振興基本計画」を実現する教員の育成と、今回教職大学院で育成しようとする

教師像との関係は次のようになる。

埼玉県の計画の「1 社会の激しい変化に対応するための資質・能力の育成」及びさいたま市の計画の「1 12年間の学びの連続性を生かした『真の学力』の育成」は、「A 子どもの学びと育ちを支える教師」が担うが、加えて「B 省察的实践家としての教師」「D 教育の実践的研究者としての教師」であることにより、高い課題解決能力を備えることになる。埼玉県の計画の「2 子供たちの社会的自立、3 多様なニーズに対応した教育機会の提供、4 学校・家庭・地域との連携・協働による教育力の向上、5 人生100年時代を見据えた生涯学習・スポーツの推進」及びさいたま市の計画の「2 グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成、3 人生100年時代を輝き続ける力の育成、4 スクール・コミュニティによる連携・協働の充実、5 『未来を拓くさいたま教育』推進のための基盤整備」については、チーム学校体制を支える中核教員として、学校内外の他職種や関連機関との連携を行う「C 多様な人、場、知をつなぐ教師」が担う。こちらでも「B 省察的实践家としての教師」「D 教育の実践的研究者としての教師」であることにより、高い課題解決能力を備えることになる。

このように、今回の改組によって育成を強化していく資質・能力を発揮する教師像は、地域の教育ニーズに応え、学校現場の課題を解決し、学校改革の中核を担う教師像として設定した。複雑化し多様化する課題を抱える現代の学校教育の問題状況の中で、教職の専門性概念が新たに問われているところである。今回の改組に当たり、教師の専門性概念の再定義から検討を始め、それに呼応する大学院の専門家教育の再編成を目指す改編を現在から既に試行している。理念的にも教員養成・教師教育の次の発展段階を目指すものとして、埼玉大学教職大学院の教育研究の機能強化を進めていく。

【2】研究科、専攻等の名称及び学位の名称

1. 研究科専攻の名称

「教育学研究科教職実践専攻」（英文表記：Graduate School of Education, Course for Teaching Professionals）

再編後の教育学研究科においては、平成28年度に設置した「教職実践専攻」の一専攻を継承する。その理由は以下に示すとおりである。

教育現場の経験や学部での学修を基盤に、高度な専門性に裏打ちされた理論と実践の融合型カリキュラム、研究者教員と実務家教員とがタイアップした指導體制と授業、教育現場における実地研究（課題探求及び検証）を整備し、教科指導等における高度な理論に基づく優れた実践力・展開力を備え、中核的・指導的役割を担える教員と、学校教育の改革・改善・充実を目指して管理職や指導主事等として活躍できるミドルリーダーを養成する、発達障害、いじめ、不登校等の現代的な教育課題に対応できる高度な理論に基づく確かな実践力を備え、中核的・指導的役割を担える教員の養成を行うという、専攻の骨格は継続される。

また、今回の改組で、学校保健の分野、幼児教育分野が新たに加わるが、それらの分野も、上記に示した専攻の骨格の範囲にある。

2. 学位の名称

「教職修士(専門職)」 （英文表記：Master of Education (Professional)）

既設修士課程の学位名称は「修士(教育学)」(英語表記：Master of Education)であったが、新たな専門職学位課程において取得する学位の名称を「教職修士(専門職)」とする。英語表記においては、高度専門職業人を養成する課程で取得する専門職学位としての性格を明確にするために、新たに「Professional」を加え、「Master of Education (Professional)」とする。

【3】教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の編成の考え方と特色

①教職実践専攻の拡充

既存の修士課程では、教育現場とのつながりは必ずしも十分ではなかった。本学の教育学部を構成する教員のなかで、教育現場とのつながりのある教員を専任として教職大学院の教育研究を構成したため、本来本学教育学部が維持していた教員養成・教師教育に関わる修士課程の教育研究機能が低下していたところは否めない。

そこで、教科領域、教育学、心理・教育実践学、養護教諭養成、幼児教育を修士課程から教職大学院へ移行し一体化して組織を再編し、さらに①協働して取り組む共同探究力の育成、②新しい時代の変化にも対応した高度な教材開発力・教科指導力の育成、③実践的な省察の充実の3点を中心にさらに強化していくための教育研究機能の高度化を図ることとした。

平成28年度に開設した教職大学院は、「教職実践専攻」の1専攻でスタートし、現在に至っているが、今回の改組では既存の修士課程の教育内容を全面的に移行させて再編するものであり、「教職実践専攻」の名称は変更せず、また1専攻のままとする。

今回の改組に当たっては、従来のような入学者が「コース制」、つまり所属するコースが指定する科目を履修する形を取らず、入学者が所属するサブプログラムの科目中心に自分でカリキュラムを構成する「プログラム制」とした。他のプログラムやサブプログラムで開設している科目履修も修了要件として認められるプログラム制は、コース制より柔軟な科目選択が可能になる。このことで、院生の多様な教育ニーズに応える余地が広がり、院生が他領域の専門性に「つながる力量」を育成していくことができるようになると思える。

平成28年度に開設した「教職実践専攻」は、「教育実践力高度化コース」と「発達臨床支援高度化コース」の2コースの設置であった。これら2コースは、従来の教職大学院の理念や教育内容を継承発展させ、教育学、心理・教育実践学、学校保健、幼児教育などの領域を取り込んで再編されて、総合教育高度化プログラムとして編成される。総合教育高度化プログラムは、従来の教職大学院が実施していた、教科指導力、組織マネジメント力、地域連携でのリーダーシップの育成と、特別支援学校での実践力、通常学校・学級での特別支援教育や生徒指導・教育相談の専門性の育成に加え、養護教諭や幼稚園教諭の専門性の育成と同時に、他職種・他校種が相互につながって発揮される協働問題解決力の向上を図ることを目的としている。

今回新設するのは、教科教育高度化プログラムの編成である。従来の「教職実践専攻」では、教科教育を支える教科固有の知識と技能を高度化するための科目領域が限られ、学部水準の基礎的な教科の知識と技能を基に、教育現場との連携によって授業実践力を高めるものであった。しかし、児童生徒に「自ら学びに向かう力」を培うならば、教員自身も主体的で深い学びの実践者であることが望まれる。なぜなら児童生徒は、解決済みの問題の解を得るためではなく、未解決の問題に将来挑戦するために教科固有の高度な知識と技能への興味を示し意欲的に学習に取り組む。AIの発達した時代において既知の問題の解決法を伝達することが学校の役割ではない。したがって教員には何が既知で何が既知でないかを区別できるとともに、既知でない問題に児童生徒がアプローチする過程を支援できる必要がある。そこで、従来の「修士課程」の教科教育専攻の特徴であった教科固有の高度な知識と技能を養う授業科目を再編し、「教職実践専攻」において幅広く履修可能とすることとした。それにより、高水準の教科固有の知識と技能を養うとともに、それらが授業実践で活かせるものとなるように教育現場との連携を図ることで、児童生徒が「自ら学び

に向かう力」を養う授業を実践するための資質・能力を培うことを目指す。

②理論と実践の融合をより可能とする方策

本専攻では、以下の方策により理論と実践の融合を図る。

【研究者教員と実務家教員、専任教員と兼任教員による協働での授業】

本専攻でこれまで開設している授業科目は、基本的に研究者教員と実務家教員の共同(一部分担を含む)で実施してきており、改組後もこの考え方を踏襲する。多様な立場や観点をもつ教員が密接な連携をとりあいながら協働して授業を行うことにより、理論と実践についてバランスのとれた授業が展開できると考える。

本学では、これまで常勤で教職大学院専任の実務家教員6名の体制で院生の指導を行ってきたが、実務家教員は、学部学生の教職支援にも携わっており、日常的に埼玉県及びさいたま市教育委員会との連携を図っている。そのような指導体制の中で、学校現場の実態と課題に基づいた学習のための指導ができるということだけでなく、リアルタイムに変化する地域の学校教育の実態と課題をも取り入れた実践的な内容の指導ができる体制を構築してきた。院生を学校現場につなげる役割を自覚的に担っている実務家教員と院生を学術文化の世界につなげる役割を担う研究者教員との協働は、チームで担当する各授業実践の中でそれぞれに行われている。今後は、経験や知識の提供という役割を果たすというところにとどまらず、学校現場の問題解決に向け研究者と実務家が院生指導などを介してより新しい知の創造をもたらすような関係性の構築を行うことが必要だと考えている。

教職大学院の専任教員と修士課程を主に担う兼任教員の間には、これまでは教職大学院に対する意識の違いがあった。しかしながら、教職大学院開設から兼任教員にも教職大学院の授業や指導教員の担当を依頼したり、そのためのQ&A集を作成して配布し理解を進めるためのFDに努めたりしてきたことで、今後の改組をスムーズに進めていく準備はしてきた。教職大学院に一本化する今後は、この間の意識の違いを克服し、すべての教員が協働して教職大学院の運営実施に関われるようにしていくための手立てを具体化していく。

【現職院生と学卒院生の共同学習】

現職院生は学校教育の実務に関する知識と技術を豊富に有している。一方、学卒院生は最新の理論的知見を多く有している。これまでの教職大学院の実践の中では、両者が共同して学習を進めて行く中で、事実の理論的理解と実践的理解が融合する姿が見られた。つまり、ディスカッション等においては、現職院生からはより実務的な観点が、学卒院生からはより理論的な観点が提示され、教員が両者の観点をバランスよく整理し、深めることによって理論と実践の融合が促されていた。グループワークやディスカッションなどを通じて、お互いが交流する中で学びが深まっていく共同学習はこれまで以上に充実させていくことを目指している。学卒院生にとっては現職院生のもたらす学校現場の事実や課題から学ぶことが多く、現職院生にとっては現場で若手教員を指導する上で必要な関係性について考えることが多い。はじめはどうしても現職院生が議論を引っ張り、学卒院生がそれに従う場面が多くみられるが、関係性ができてくると学卒院生が次第に個性を發揮し現職がそれを支える場面がみられるようになる。経験が少ない学卒院生の新鮮な感覚が、現職院生にとっては刺激になっている場面も見られるようになってきた。院生ごとの専門性の發揮の機会を授業のなかでどう仕組み、どう交流や共同探究を推進していくのか、新しい教職大学院においてはこの共同学習をより充実させていく方向で授業改善を行う。また修了後の交流や在籍者と修了者間の交流(フォローアップ)も今後推進していく計画を進めている。

【多様な授業形態】

共通科目を中心に、多くの科目では、上述のように研究者教員と実務家教員の協働によって行われるだけでなく、講義の他に現職院生と学卒院生が共同して進めるディスカッション、ロールプレイング、ディベート等の演習的要素を多く取り入れて行う。また、各サブプログラムの多くの科目においても、教科教育学を専門とする研究者教員と教科専門の研究者教員が共同して授業を運営する。これらの演習は、講義によって学修した理論や学校教育の実態に関する知識を基盤として、その実践的意義を考察することを目的として行われる。このように、理論を実践的に捉え直すことを常に意識した授業を共同の形で行うことにより、理論と実践の融合を図る。

【教育現場の活用】

上述のように、理論と実践の融合は授業において常に意識されるが、この目的を達成するためのより直接的な機会となるのは、教育現場での実践活動に身を置きながら、学校教育の実践上の課題解決を図る実地研究と課題研究である。実地研究と課題研究では、大学での授業を通して獲得した理論・知識を現実的な教育実践上の課題を解決するための効果的な道具とすることを目指して行う。

【この他の連携協働のあり方の課題】

これまで、院生の「実地研究」や「課題研究」、さらに実施している授業展開の中でも、教職大学院と学校現場の連携は行われてきているところである。しかしながら、複雑化する教育現場の課題に立ち向かっていく院生の教育実践及び教育実践研究の力量の向上のあり方をさらに検討し、既に省察の充実によって育成される教師像にも示したように、教職の専門性概念を深めながら教職大学院における研究・教育の改革改善を進めていく必要があると考えている。学校内にとどまらず、地域、学校外の専門機関との連携も視野に入れた場合、他職種との協働も充実していく必要がある。このため、全体にかかる科目において現代的地域の課題に対して協働して問題解決を図る力量の育成を目的とした科目を今回新設した。

2. 開設科目の科目区分の設定と各科目区分の科目構成

改組後の教職実践専攻では、教員としての基礎的資質の上に得意分野を持ち、それぞれの経歴に応じた理論と実践を通じた教育研究が展開できるよう教育課程を編成する。具体的には、共通科目、学校における実習科目、課題研究、サブプログラム科目、全体にかかる科目に区分し、表1に示すように編成する。

表1 教育課程と概要

科目区分	主なねらい
共通科目	学修内容の主体的理解、様々な視点や立場からの捉え直しを促し、教育現場での課題に柔軟に対応しうる基礎を培う。
学校における実習科目	学校の教育活動全体について総合的に体験し、教育実践上の課題に対するより効果的な思考法と対応力を身につける。
課題研究	大学院での学修と実践研究の成果を課題研究報告書としてまとめる。
サブプログラム科目	共通科目を土台にして、希望する領域や研究テーマに即して選択できる科目を設定し、実践的課題に対応できるようそれぞれの専門性を高める。
全体にかかる科目	現代的地域の諸課題を解決する上で必要な共同探究力及び個々の専門領域の探究力の向上を図る。

教職実践専攻の教育課程は、教育現場における様々な現代的課題に対して実践的に有効な方法で対応しうる力を養うことを目的として構成されている。

【共通科目】

本専攻の教育課程の基礎となるのは、「教育課程の編成及び実施に関する領域」「教科等の実践的な指導法に関する領域」「生徒指導及び教育相談に関する領域」「学級経営及び学校経営に関する領域」「学校教育と教員の在り方に関する領域」の共通科目5領域で、それぞれ「教育課程の課題探求」「教科指導の課題探求」「生徒指導・教育相談の課題探求」「教育経営の課題探求」「学校と教職の課題探求」を従来から共通科目として開設している。これらの授業は、学修内容の主体的理解、様々な視点や立場からの捉え直しを促し、教育現場での課題に柔軟に対応しうる基礎力を養うことを引き続きねらいとしている。今回の改組の教育研究機能の強化の視点のうち、「協働して取り組む共同探究力の育成」「実践的な省察の充実」については、これらに対応する共通科目として、5領域のなかでも特に「学校教育と教員の在り方に関する領域」を柱にした編成および改善を行うのが本研究科の特色である。この科目は、共通科目としての内容を含みながら、その理論的な知見と実地研究による実践現場での知見を架橋する科目としての役割も担うものとして、今回の改組の共通科目に関する大きな改変を含むものである。これにより、理論と実践の融合の側面をより充実していくことが期待できる。理論的な内容については、大学教員の講義による専門的な知識の提供の部分にとどまらず、学校教育関係者・教育行政関係者・子どもにつながる専門職など実践者として活躍する人材をゲストスピーカーとして招いた講演及び学びの成果の発表会などを含んだ展開とする。また、実地研究Ⅰ・Ⅱでの学校の総合的な教育経験についての省察と対話を含む「グループ・カンファレンス」をこの科目のなかで実施し、理論と実践の融合をより意識して展開させるものとする。

表2 共通科目の一覧

教育課程の編成・実施に関する領域	教育課程の課題探求 子ども共育の理論と実践 教科の教育課程構成論	*
教科等の実践的な指導方法に関する領域	教科指導の課題探求 特別支援教育の課題探求 教科指導の発展・応用	*
生徒指導、教育相談に関する領域	生徒指導・教育相談の課題探求 特別支援教育コーディネータ演習 子供の発育発達と保健室における養護教諭の実践	*
学級経営、学校経営に関する領域	教育経営の課題探求 学校構想の理論と実践 現代の健康問題と学校保健の実践的課題	*
学校教育と教員の在り方に関する領域	学校と教職の課題探求 学校課題改善演習	*
小計（14科目）		

*印は全員の必修科目、他の科目は各サブプログラムが指定する必修科目

「学校と教職の課題探求」のみ4単位、他の科目は2単位

【学校における実習科目】

「学校における実習科目」である「実地研究Ⅰ・Ⅱ」において、教育実践上の課題に対するより効果的な思考法と対応力を身につける機会となること、学卒院生にとっては、これに加えて、授業のみでなく、学校の組織体制やその運営にも広く目を向け、教育現場をより深く理解する機会となることを期待している。

表3 学校における実習科目の一覧

実地研究Ⅰ
実地研究Ⅱ
実地研究Ⅰ（特別支援教育）
実地研究Ⅱ（特別支援教育）
実地研究Ⅰ（学校保健）
実地研究Ⅱ（学校保健）
小計（6科目）

【課題研究】

「課題研究Ⅰ・Ⅱ」では、共通科目、選択科目等を通して身につけた基礎力を背景に行う「実地研究Ⅰ・Ⅱ」のプランニングと省察を繰り返しながら、大学院での学修と実践研究の成果を課題研究報告書としてまとめる。

表4 課題研究

課題研究Ⅰ
課題研究Ⅱ
課題研究Ⅰ（特別支援教育）
課題研究Ⅱ（特別支援教育）
課題研究Ⅰ（学校保健）
課題研究Ⅱ（学校保健）
小計（6科目）

【サブプログラム科目】

サブプログラム科目は、共通科目を通して身につけた幅広い知識の一層の深化を図るとともに、実地研究での教育実践に係わる理論とその具体的・実践的意義の理解を深め、教育実践の基盤をより確かなものとするを目的としている。新しい各プログラムの科目は、従来の教職大学院のコース科目に加えて、既存の修士課程で開設されてきた教科領域、教育学、心理・教育実践学、養護教諭養成、幼児教育の教育内容を取り込み、教育実践力の高度化に向けた教育課程として新たに再構成する。従来のコース科目は、総合教育高度化プログラムの開設科目の一部として再編される。教科教育高度化プログラムの各サブプログラム科目として開設する科目では、教科専門と教科教育の融合の中で、院生はそれぞれの専門性を高める。その際、特に教科固有の専門的な知識や技能と教科横断的な教育方法上の知識・技能を総合した授業実践力の向上に焦点を当てる。同時に、「コース制」から「プログラム制」に移行することで、院生の柔軟な履修選択を可能にし、各専門領域間の隔壁をなくして行くことを企図している。院生が選択したプログラムの開設科目の履修で専門性を高めることを前提に、他のプログラムが開設している選択科目の履修をやすくすることで、他領域の専門性に「つながる力量」を育成していくこと目指す。

表5 サブプログラム科目一覧

総合教育高度化プログラム科目	学校構想サブプログラム科目	学級づくり論 学校と社会論 学校と児童生徒理解の心理学 学校臨床心理学実践演習 心理学的方法の活用と探求 カウンセリング実践演習 心理・学習評価演習 総合・道徳開発演習 教育工学開発演習
	特別支援教育サブプログラム科目	発達臨床アセスメント演習 特別支援教育実践研究 障害児教育実践の課題探求法 インクルーシブ教育演習 障害児心理学の実践と課題A 障害児心理学の実践と課題B
	学校保健サブプログラム科目	学校保健の理論と実践の探求 保健教育の実践と課題の探求 保健管理の実践と課題の探求 養護教諭の専門家としての成長 教育生理の臨床と子供の成長課題
	子ども共育サブプログラム科目	子ども支援の実践と制度 保育内容と指導の課題探求 子どもの発達と教育相談の課題探求 ＜教育－社会－環境＞基礎論 子ども認識の思想と構造 子育て支援開発探求 幼児の音楽表現の開発探求
	小計 (27科目)	
教科教育高度化プログラム科目	言語文化系教育サブプログラム科目	言語文化系教育の理論と実践A (国語) 言語文化系教育の理論と実践B (英語) 言語文化系教育の授業内容探求A (国語) 言語文化系教育の授業内容探求B (国語) 言語文化系教育の授業内容探求C (英語) 言語文化系教育の授業内容探求D (英語) 言語文化系教育の教材研究と実践A (国語) 言語文化系教育の教材研究と実践B (国語) 言語文化系教育の教材研究と実践C (英語) 言語文化系教育の教材研究と実践D (英語)
	社会系教育サブプログラム科目	社会科教育の理論と実践A 社会科教育の理論と実践B 社会科教育の授業内容探求 社会科教育の教材研究と実践A

		社会科教育の教材研究と実践B
ム	自然科学系教育サブプログラム	自然科学系教育の理論と実践A (算数・数学) 自然科学系教育の理論と実践B (理科) 自然科学系教育の授業内容探求A (算数・数学) 自然科学系教育の授業内容探求B (算数・数学) 自然科学系教育の授業内容探求C (理科) 自然科学系教育の授業内容探求D (理科) 自然科学系教育の教材研究と実践A (算数・数学) 自然科学系教育の教材研究と実践B (算数・数学) 中核的理科教員 (C S T) 養成講座
	芸術系教育サブプログラム科目	芸術系教育の理論と実践A (音楽) 芸術系教育の理論と実践B (図工・美術) 芸術系教育の授業内容探求A (音楽) 芸術系教育の授業内容探求B (音楽) 芸術系教育の授業内容探求C (図工・美術) 芸術系教育の授業内容探求D (図工・美術) 芸術系教育の教材研究と実践A (音楽) 芸術系教育の教材研究と実践B (音楽) 芸術系教育の教材研究と実践C (図工・美術) 芸術系教育の教材研究と実践D (図工・美術)
科目	身体文化系教育サブプログラム	体育・保健体育科教育の授業内容・指導法探求 体育・保健体育科教育の理論と実践A 体育・保健体育科教育の理論と実践B 体育・保健体育科教育の教材研究と実践A 体育・保健体育科教育の教材研究と実践B
科目	生活創造系教育サブプログラム	技術科教育の理論と実践 技術科教育の授業内容探求A 技術科教育の授業内容探求B 家庭科教育の理論と実践 家庭科教育の授業内容探求A 家庭科教育の授業内容探求B 技術科教育の教材研究と実践A 技術科教育の教材研究と実践B 家庭科教育の教材研究と実践A 家庭科教育の教材研究と実践B
	小計 (49科目)	

【全体にかかる科目】

この他、全体にかかる科目として、今回の改組で新たに「特色ある選択科目」として開設するのは、「現代的・地域的教育課題の共同探求」と「探求活動演習Ⅰ・Ⅱ」である。本研究科教職大学院で独自に設定したこれらの科目の特色については、以下の実際に詳しく述べる。

表6 全体にかかる科目一覧

現代的・地域的教育課題の共同探求 探求活動演習Ⅰ 探求活動演習Ⅱ
小計（3科目）

3. 各プログラムの実際

教職実践専攻は、既存の教職大学院の2コースと修士課程の教育学、心理・教育実践学、学校保健、幼児教育領域を取り込んで再編した【総合教育高度化プログラム】と、新たに10の教科に対応する領域を取り込んで新設した【教科教育高度化プログラム】の2プログラムで編成する。

【総合教育高度化プログラム】

総合教育高度化プログラムは、学校構想サブプログラム、特別支援教育サブプログラム、学校保健サブプログラム、子ども共育サブプログラムの4つのサブプログラムで編成する。

学校構想サブプログラム

学級づくり、授業づくり、学校づくり、学校と家庭や地域との連携構築をめぐる実践的な諸課題や、多文化・コミュニケーション・貧困・いじめ・不登校などの現代的諸課題に対して多角的・協働的な探求ができる教員、教育相談や学校コンサルテーションの高度な実践力をもつ教員を養成する。

特別支援教育サブプログラム

特別支援教育を巡る現代的課題に対応できる高度な実践力を備えた教員を、院生の教職経験や専門性に応じて養成する。具体的には、①講義や演習を通して、国内外の特別支援教育の動向を、社会のあり方に関わる思想や政策、人の心理・行動の発達特性を解明する認知科学やそれに基づく教育実践等から多面的に理解すること、②教育現場での実地研究を通して、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する教育実践の組み立て方を、児童生徒を取り巻く環境や児童生徒の生活機能の点から多面的に理解すること、③①および②を統合し、特別支援教育のあり方を理論的、実践的な視点から思考する力を身につけることを目標とする。

学校保健サブプログラム

学校における保健管理、保健教育、学校保健組織活動についての現代的課題を探求するとともに、専門家として関わる養護教諭・保健主事の実践と役割を追究できる学校保健に関わる教員を養成する。

子ども共育サブプログラム

人、環境、社会に関する多様性と包摂を理念とする学校教育のあり方を探求し、地域の専門機関と連携した指導法の開発、幼児教育と小学校教育との接続と連携、夜間中学や定時制高校等での教育実践等について学び、子どもと共に成長できる教員を養成する。

【教科教育高度化プログラム】

10の教科に対応する6つのサブプログラム（言語文化系、社会系、自然科学系、芸術系、身体文化系、生活創造系）を編成し、教科内容の高度な理解と指導力、カリキュラム・マネジメント力を持つ教員を養成する。

教科教育高度化プログラム科目及び各サブプログラム科目として新たに開設する科目では、教科専門と教科教育の融合の中で、院生はそれぞれの専門性を高める。その際、特に教科固有の専門的な知識や技能と教科横断的な教授上の知識や技能を総合した授業実践力

の向上に焦点を当てる。例えば、教科教育高度化プログラムの中で、自然科学系教育サブプログラムの理科分野では、埼玉大学CST（コア・サイエンス・ティーチャー）養成講座と連携した科目を設けることで、地域や学校全体の理科教育を推進する中核的存在となるために必要な資質・能力を養えるものと期待される。これは、学生や現職教員が、①優れた理科授業実践、②魅力的な観察実験、③自然科学の最先端についての理解、④児童生徒の科学的才能の育成、⑤科学コミュニケーション力、の5領域で資質・能力を高めるための講座であり、埼玉大学では平成24年度から継続して実施しており、埼玉県内に高度な教科指導力を有する数多くのCSTを養成してきたものである。これにより、教職実践専攻の修了生が理科教育を推進する牽引役となり、所属校全体と地域の理科授業の改善が図れると期待される。

自然科学系サブプログラムの理科分野においては、コア・サイエンス・ティーチャー（CST）として学校や地域の理科教育を推進する資質・能力を高めた小中高等学校教員の養成を行う。

なお、理科も含めて、すべての教科領域に共通することは、以下のとおりである。それぞれの教科固有の専門的な知識や技能と、教科横断的な教育方法上の知識・技能を総合した授業実践力を身に着けた院生は、修了後、学校現場では教科主任や研究主任等として、さらに教育委員会の主事等としてその資質能力を発揮することが期待できる。学校研究課題の共同探究や共同解決の場面では、学校内では中核となる教員として、さらに学校外からは指導的な役割を果たす主事として、所属校や勤務地域の教科実践力の向上及びカリキュラム・マネジメントの充実に貢献できるようにする。修了後は、自分の探究の継続や、指導教員や在籍院生との交流、修了生同士の情報交換を目的としたフォローアップ事業を継続することで、修了生は最新の教科教育改革の動向に触れることが可能である。その探究の成果を学校現場や地域全体に還元できるような教科教育・授業改善のリーダー及びファシリテーターとしての役割を担うことが期待される。

4. 科目のねらいと内容

(1) 共通科目群

学校教育に関する高度な学識や実践力・応用力を身に付けさせ、学校が抱える教育課題に組織的に対応できる新人教員、指導的な役割を果たすことのできるミドルリーダーやチーム学校として組織的な解決を図るためのマネジメント力を備えたスクールリーダーとなり得る人材を養成するために、すべてのプログラムの学生が共通領域科目に設定された5領域を広く学ぶことができるようにしている。

共通科目で取り扱う内容は「教育課程編成」「教科指導」「生徒指導・教育相談」「学級経営・学校経営」「学校教育と教員の在り方」の5領域である。

平成28年度の発足時には、それぞれについて「4単位」の授業（計20単位）を「必修」として課した。受講生は、それぞれ定員全員（20名）とした。

その後平成30年3月30日付け事務連絡「教職大学院に係る要件等の今後の取扱いについて」（文部科学省高等教育局大学振興課教員養成企画室）により、「教科領域を教職大学院に導入する場合には、共通5領域の単位数は、引き続き5領域すべてを学ぶことを条件に、16～18単位とする弾力的な運用も可能とする」ことが示され、これを踏まえ、今回は「共通科目」を「5領域：16単位」とした。その内訳は、受講生全員が受講するものとして「共通必修科目（2単位×4領域、4単位×1領域）」及びサブプログラムごとに開講される「共通科目4単位（但し5領域のどれかに該当するもの）」とした。（別添資料2）

共通科目で取り扱う内容の5領域と「共通必修科目」との対応は以下のとおりである。

「教育課程編成」は「教育課程の課題探求」、「教科指導」は「教科指導の課題探求」、「生徒指導・教育相談」は「生徒指導・教育相談の課題探求」、「学級経営・学校経営」は「教育経営の課題探求」、「学校教育と教員の在り方」は「学校と教職の課題探求」である。

本教職大学院で開設する科目の内容は、いずれも「地域のニーズ」に沿いながら教育課題を解決することに応えようとするものである。中でも全員必修である「共通必修科目」5科目については、とりわけ本学が位置する埼玉県とさいたま市からの「ニーズ」との関わりから内容を設定する必要がある。そこで、ここで「地域ニーズ」と「共通必修科目」との関わりについて以下に記述する。

地域のニーズとしては、既に、埼玉県教育委員会「教員等の資質向上に関する指標【教諭】」の「埼玉県の教員として持ち続けてほしい素養」、さいたま市教育委員会「さいたま市教員等資質向上指標」の「さいたま市が求める教師像」をあげ、本教職大学院で育成する教師像との関連性を示したところである。

さらに、今回の教職大学院の改組にあたり、先般、埼玉県・さいたま市教育委員会から、「埼玉大学教職大学院の規模拡大にあたっての要望について（埼玉県教育委員会委員長高田直芳、令和2年4月10日）」及び「埼玉大学教職大学院の規模拡大にあたっての要望書（さいたま市教育委員会教育長細田眞由美、令和2年4月30日）」により、改組後の教員人材の育成等について具体的な要望が示されている。（別添資料3、資料4）

具体的には、埼玉県教育委員会からは、カリキュラムに関わるものとして、（1）教職員同士の学び合いやチームで対応する体制づくりのためのカリキュラム編成、（2）連携協力校等の学校現場をフィールドにした実践と理論の往還カリキュラム編成、（3）教科等における専門性のさらなる向上を目指したカリキュラム編成、（4）特別支援教育・生徒指導・健康教育（学校保健）・幼児教育・国際理解教育等の視点を踏まえたカリキュラム編成について要望が示されている。

また、さいたま市教育委員会からは、教育内容に関わるものとして、①管理職となる資質能力とともに教科等の専門性など、幅広い視野・専門性を持つ人材の育成、②人的ネットワークの構築や教育技術の伝承ができる組織作りなどに寄与できる人材の育成、③特別支援教諭専修免許状取得・健康教育の充実・幼児教育の充実につながるカリキュラム開発、④特に現職派遣教員については教科等の指導力の育成について要望が示されている。

こうした地域の要望に応えるために、新たに10の教科領域と学校保健、幼児教育の分野を加えて教育内容を拡充しているところであるが、共通科目5領域に対応した必須科目としている5つの「課題探求」においては、以下のとおり対応している。

「教育課程の課題探求」は、カリキュラム・マネジメントの実践的力量的の獲得に重点化しつつ、教育課程の編成と実施に関する知識の獲得を目指しており、国全体の教育動向に対応しつつ、埼玉県の要望（1）の中で、学校全体でカリキュラム・マネジメントの実現に取り組む能力が求められていることに対応している。

「教科指導の課題探求」は、教科教育における理論と実践をテーマとし、全教科に共通する内容に加え、言語社会系・自然科学系・芸術体育系・生活技術系のそれぞれの領域に関わる内容について、全受講生がともに学ぶものである。埼玉県の要望（3）では、各教科の特質を生かし、教科等横断的な視点を持った教職員の育成が求められており、さいたま市の要望①では、教科等の専門性など、幅広い視野・専門性を持つ人材の育成に加え、要望④で、教科等の指導力の育成がそれぞれ求められており、本科目は、これらの要請に対応するものである。また、【1】において掲げた「埼玉県・さいたま市における喫緊の教育課題」との関わりについては、本科目は「新しい領域に対応する教育内容や教育方法の

開発」を行うものである。

「生徒指導・教育相談の課題探求」は、生徒指導と教育相談の理論的知識と実践的力量の基礎を獲得することを目標とするが、これらと関わりの深いものとして、特別支援教育に力点を置くところに本教職大学院の特色がある。埼玉県の要望(4)では、生徒指導に加えて、特別支援教育が重視されており、さいたま市の要望③においても、市が重視して取り組んでいる内容として特別支援教育や教育相談があげられている。本科目は、特別支援教育を専門とする実務家教員の知見を生かしながら、こうしたニーズに即した内容を追求するものである。また、【1】において掲げた「埼玉県・さいたま市における喫緊の教育課題」との関わりについては、本科目は「子どもたちの関係性」を編みなおせる教員、「発達の課題を抱える子どもたちの特別なニーズ」に対応できる教員の養成につながる内容のものである。

「教育経営の課題探求」は、学校制度や学校・学級経営に関する多様な知識と実践的スキルの獲得を目標とする。埼玉県は要望(1)で、スクールリーダーとして必要なこととして指導と管理両面での優れた組織マネジメント能力があげられており、さいたま市の要望①においても、管理職となる資質能力をもつ人材の育成があげられている。本科目はこうしたニーズに応える内容を備えるものである。また、【1】において掲げた「埼玉県・さいたま市における喫緊の教育課題」との関わりについては、本科目は「校内のミドルリーダー育成」に資するものである。

「学校と教職の課題探求」は、学校と教職をめぐる現代的諸課題について、理解と課題解決への力量形成を目標とし、本教職大学院の改組の強化ポイントである「協働して取り組む共同探究力の育成」と「実践的な省察の充実」を取り込んだものである。埼玉県は要望(1)では、教職員同士の学び合いやチームで対応する体制づくりに貢献できる人材を求めており、さいたま市の要望②においても、組織づくりなどに寄与できる人材の育成が求められているなど、これからの教職員には、一人一人の力量を高めるとともに、「組織・チーム」としての活動や人的ネットワークの構築が求められており、本科目はこうした要請に対応するものである。また、【1】において掲げた「埼玉県・さいたま市における喫緊の教育課題」との関わりについては、本科目は「学校につながる人々と関わること」「地域と関わり地域を支える人材を育てること」「多文化共生社会の実現をめざして、分断なく地域の中で共に生きていく市民として子どもたちを育てていくこと」や「教職員がチームとなって協働し、学校内外の他職種や関連機関と連携して課題解決にあたること」「他職種間の交流や情報交換、校種を越えた連携や取り組み」を担うものである。

「共通必修科目」の内容や単位数、開講方法について、以下に記述する。

本教職大学院では、共通必修科目の中でも特徴的な科目として「学校と教職の課題探求」を位置付けている。共通科目で取り扱う5領域のうち「学校教育と教員の在り方」に対応する科目である「学校と教職の課題探求」のみ、通年開講の4単位とした。4単位としたのは、授業展開のなかで「グループ・カンファレンス」を取り入れて授業を構成したためである。

この科目は、子どもと教師、学校内の教師の同僚性、教師と保護者・地域といった関係の中で生ずる学校と教職をめぐる現代的諸課題に対して、多様な研究分野や実践現場で形成された理論的視点や実践的見識を理解すると共に、そこで形成された視点を具体的な状況のなかでの実践的省察や活動的探究に生かしてゆく実践的な専門的力量を形成することを目指すものである。

この科目の中では、専門的な知識の提供や討議など講義や演習の形式で展開するところと、実地研究での学校の経験に基づいた省察と対話を含む「グループ・カンファレンス」

を実施するところとをつなげて展開される。「グループ・カンファレンス」は、教育実践学領域と実務家の教員が中心となり、他の教育学・心理学領域及び教科教育、教科専門の大学教員が参画・協働して院生の実地研究に関する振り返りを定期的に行う。院生は数名のグループで参加し、自らの実地研究での経験、学び、課題の具体的事例を互いに報告し傾聴し合うことから始める。この過程で院生間での討議や省察を促す。この場において複数の教員は自身の専門に応じたそれぞれの観点から、院生の実地研究を継続的に指導、助言し、院生に不足している視点や考察について具体的な示唆を与えられるようにする。この活動を通じて院生が今後の実地研究で取り組むべき改善や工夫について明確な指針を得られるようにし、真に効果的な理論と実践との往還を実現する。

「学校と教職の課題探求」以外の4科目については、ターム制を利用し、2コマ連続の1/4学期、2単位の開設とした。2コマ連続にしたのは、講義の時間と演習やグループワークの時間を十分確保した上で、それらを連続して行うことで講義内容と活動内容が一体的融合的に学ぶことができるよう配慮したためである。

「教育課程の課題探求」は、教育課程・カリキュラムをめぐる諸課題、幼稚園教育要領・学習指導要領の改訂の動向、学力論、生活科・総合を主としたカリキュラム構成、まなごしの教育学、学習過程の探求と学習理論、等について学修し、それを踏まえて、カリキュラムを構成していくために必要な事項についてのディスカッションやグループワーク、発表などを取り入れた共同探求を行う。

「教科指導の課題探求」は、学校における実践的な教科指導力の育成を目標として授業を展開するが、具体的には言語社会系、自然科学系、芸術体育系、生活技術系のそれぞれの領域について、a)授業づくり、b)教材作成、c)授業分析・授業評価、d)現代的教育課題の教材化、について学修する。到達目標として、適切な授業設計を行う能力と授業実践力の獲得を目指す。授業は講義形式と演習形式も合わせて行う。理論の理解の程度やそれを実践する能力を授業内容のまとまりごとに課す小テストやレポートなどの内容によって総合的に評価する。

「生徒指導・教育相談の課題探求」は、a) 幼児・児童・生徒理解の意義と方法、b) 学級集団をとらえる視点と手法、c) 問題行動の理解と組織的対応の構築、d) 教育相談の理論的基盤と手法、e) 他機関との連携について習得する。これらの中で、生徒指導・教育相談と切り離すことのできないf) 特別支援教育についても取り扱う。到達目標は、生徒指導と教育相談、特別支援教育に関する深い理論的知識を獲得するとともに、実践の力の基礎を獲得することである。学期末の課題により講義で扱った理論に関する理解の程度を、演習におけるプレゼンテーションや議論の内容により実践的応用の理解の程度を評価する。

「教育経営の課題探求」は、a)学校経営、学校（園）組織マネジメント、b)学級、学年経営、c)教員相互の協働（同僚性）と経営参画、d)学校（園）課題解決に向けたファシリテート、について学修し、授業と学びの創造ならびに学校園の管理・運営とファシリテートをトータルなビジョンを有しつつ進められる力を育成する。

以上の「共通必修科目」計12単位は全員の必修科目とする。

加えて、サブプログラムごとに、共通科目に相当する科目を半期2単位×2科目または半期4単位×1科目で開設した。それぞれのプログラムの共通科目相当の科目は以下のとおりである。

学校構想サブプログラムは、上記共通5科目（12単位）に加え、「学校構想の理論と実践」（2単位）、「学校課題改善演習」（2単位）を必修とし、計16単位を履修する。

特別支援教育サブプログラムは、上記共通5科目（12単位）に加え、「特別支援教育の課題探求」（2単位）、「特別支援教育コーディネータ演習」（2単位）を必修とし、計

16 単位を履修する。

学校保健サブプログラムは、上記共通 5 科目（12 単位）に加え、「子供の発育発達と保健室における養護教諭の実践」（2 単位）、「現代の健康問題と学校保健の実践的課題」（2 単位）を必修とし、計 16 単位を履修する。

子ども共育サブプログラムは、上記共通 5 科目（12 単位）に加え、「子ども共育の理論と実践」（4 単位）を必修とし、計 16 単位を履修する。

教科教育高度化プログラムの各サブプログラムは、上記共通 5 科目（12 単位）に加え、「教科の教育課程構成論」（2 単位）、「教科指導の発展・応用」（2 単位）を必修とし、計 16 単位を履修する。

(2) 学校における実習科目

学校の教育活動全体について総合的に体験し、教育実践上の課題に対するより効果的な思考法と対応力を身につけることを目的とした「学校における実習科目」として、平成 28 年度の発足時には「実地研究Ⅰ」4 単位と「実地研究Ⅱ」6 単位を設定した。学卒院生は、附属学校に加え、連携協力校において実施することが原則であるが、個々の院生の研究テーマによっては、連携協力校以外の学校でも実施することがある。現職院生は、原則個々の探究のテーマに沿ったいろいろなフィールドや勤務校で実施する。実地研究は、教育実践上の課題に対するより効果的な思考法と対応力等を身につける機会となること、学卒院生にとっては、これに加えて、授業のみでなく、学校の組織体制やその運営にも広く目を向け、教育現場をより深く理解する機会となることを期待している。

さらにこの「実地研究」の他に、特別支援教育における実践力の高度化に資し、「特別支援学校教諭専修免許状」の取得につながるものとして「実地研究（特別支援教育）」を設定した。これらに加えて、今回の改組においては、新たに学校保健の内容を組み入れることから、学校保健に関わる実践力の高度化に資し、「養護教諭専修免許状」の取得につながるものとして「実地研究（学校保健）」を新たに開設する。目的や内容については、上記の実地研究のものに加えて、特別支援教育や学校保健領域の教育経験や専門性が深まるものとする。

(3) 課題研究

平成 28 年度の発足時には、「課題研究Ⅰ」2 単位と「課題研究Ⅱ」2 単位を設定した。

これは、学校現場での教育実践に携わることを通して、教育実践に係わる基礎的事項の学修を進めるとともに、教育実践に関する課題意識を明確にする課題研究Ⅰと、実地研究との往還により授業を進め、指導教員との協議のもと、定期的に教育実践のリフレクションを行いながら、研究実践報告書などをまとめることを目的とする課題研究Ⅱで積みあがっていくものであった。この目的や内容について、本改組において基本的な変更はない。

平成 28 年度の発足時には、一般教諭を想定した「課題研究」の他に、「特別な教育的支援をもつ児童生徒の教育に関わる諸事項を理解し、学校での支援実践の基礎力を育成する」ものとして、「課題研究（特別支援教育）」を開設した。これらに加えて、今回の改組においては、新たに学校保健の内容を組み入れることから、学校保健に関わる諸事項を理解し、学校での養護に関する基礎力を育成するものとして「課題研究（学校保健）」を新たに開設する。こちらも、目的や内容については、上記の課題研究のものに加えて、特別支援教育や学校保健領域の教育経験や専門性が深まるものとする。

(4) サブプログラム科目

サブプログラムでは、共通科目を土台にして、希望する領域や研究テーマに即して選択

できる科目を設定し、実践的課題に対応できるようそれぞれの専門性を高めるものとする。各サブプログラムにおける基礎的な内容を、10単位必修または選択必修として履修する。加えて、必修または選択必修で履修した10単位以外の全サブプログラム科目及び「現代的・地域的教育課題の共同探求」から6単位分選択して履修する。各サブプログラム科目の内容は以下のとおりである。（別添資料5）

学校構想サブプログラム

学校構想サブプログラム科目の「学級づくり論」（2単位）、「学校と社会論」（2単位）、「学校と児童生徒理解の心理学」（2単位）、「学校臨床心理学実践演習」（2単位）の4科目から3科目（6単位）を選択必修とし履修する。また、「心理学的方法の活用と探求」（2単位）、「カウンセリング実践演習」（2単位）、「心理・学習評価演習」（2単位）、「総合・道徳開発演習」（2単位）、「教育工学開発演習」（2単位）の5科目から2科目（4単位）を選択必修とし履修する。さらに、前述の選択必修で履修した5科目（10単位）以外の学校構想サブプログラム科目、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」（2単位）の中から6単位を選択して履修する。以上、計16単位を履修する。

特別支援教育サブプログラム

特別支援教育サブプログラムの「発達臨床アセスメント演習」（2単位）、「特別支援教育実践研究」（2単位）、「障害児教育実践の課題探求法」（2単位）の3科目計6単位を必修とし履修する。また、「インクルーシブ教育演習」（2単位）、「障害児心理学の実践と課題A」（2単位）、「同B」（2単位）の3科目から2科目（4単位）を選択必修とし履修する。さらに、前述の必修または選択必修で履修した5科目（10単位）以外の特別支援教育サブプログラム科目、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」（2単位）の中から6単位を選択して履修する。以上、計16単位を履修する。

学校保健サブプログラム

学校保健サブプログラム科目のすべての科目（10単位）を必修とし履修する。さらに、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」（2単位）の中から6単位を選択して履修する。以上、計16単位を履修する。

子ども共育サブプログラム

子ども共育サブプログラム科目の「子ども支援の実践と制度」（2単位）、「保育内容と指導の課題探求」（2単位）、「子どもの発達と教育相談の課題探求」（2単位）の3科目計6単位を必修とし履修する。また、「＜教育—社会—環境＞基礎論」（2単位）、「子ども認識の思想と構造」（2単位）、「子育て支援開発探求」（2単位）、「幼児の音楽表現の開発探求」（2単位）の4科目から2科目（4単位）を選択必修とし履修する。さらに、前述の必修または選択必修で履修した5科目（10単位）以外の子ども共育サブプログラム科目、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」（2単位）の中から6単位を選択して履修する。以上、計16単位を履修する。

言語文化系教育サブプログラム

言語文化系教育サブプログラム科目の「言語文化系教育の理論と実践A（国語）」（2単位）、「同B（英語）」（2単位）、「言語文化系教育の授業内容探求A（国語）」（2単位）、「同B（国語）」（2単位）、「同C（英語）」（2単位）、「同D（英語）」（2単位）の6科目から3科目（6単位）を選択必修とし履修する。また、「言語文化系教育の教材研究と実践A（国語）」（2単位）、「同B（国語）」（2単位）、「同C（英語）」（2単位）、「同D（英語）」（2単位）の4科目から2科目（4単位）を選択必修として履修する。さらに、前述の選択必修で履修した5科目（10単位）以外の言語文化系教育サ

プログラム科目、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」（2単位）の中から6単位を選択して履修する。以上、計16単位を履修する。

社会系教育サブプログラム

社会系教育サブプログラム科目のすべての科目（10単位）を必修とし履修する。さらに、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」（2単位）の中から6単位を選択して履修する。以上、計16単位を履修する。

自然科学系教育サブプログラム

自然科学系教育サブプログラム科目の「自然科学系教育の理論と実践A（算数・数学）」（2単位）、「同B（理科）」（2単位）、「自然科学系教育の授業内容探求A（算数・数学）」（2単位）、「同B（算数・数学）」（2単位）、「同C（理科）」（2単位）、「同D（理科）」（2単位）の6科目から3科目（6単位）を選択必修として履修する。また、「自然科学系教育の教材研究と実践A（算数・数学）」（2単位）、「同B（算数・数学）」（2単位）、「中核的理科教員（CST）養成講座」（4単位）の3科目から4単位を選択必修として履修する。さらに、前述の選択必修で履修した10単位以外の自然科学系教育サブプログラム科目、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」（2単位）の中から6単位を選択して履修する。以上、計16単位を履修する。

芸術系教育サブプログラム

芸術系教育サブプログラム科目の「芸術系教育の理論と実践A（音楽）」（2単位）、「同B（図工・美術）」（2単位）、「芸術系教育の授業内容探求A（音楽）」（2単位）、「同B（音楽）」（2単位）、「同C（図工・美術）」（2単位）、「同D（図工・美術）」（2単位）の6科目から3科目（6単位）を選択必修として履修する。また、「芸術系教育の教材研究と実践A（音楽）」（2単位）、「同B（音楽）」（2単位）、「同C（図工・美術）」（2単位）、「同D（図工・美術）」（2単位）の4科目から2科目4単位を選択必修として履修する。さらに、前述の選択必修で履修した5科目（10単位）以外の芸術系教育サブプログラム科目、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」（2単位）の中から6単位を選択して履修する。以上、計16単位を履修する。

身体文化系教育サブプログラム

身体文化系教育サブプログラム科目のすべての科目（10単位）を必修とし履修する。さらに、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」（2単位）の中から6単位を選択して履修する。以上、計16単位を履修する。

生活創造系教育サブプログラム

生活創造系教育サブプログラム科目の「技術科教育の理論と実践」（2単位）、「技術科教育の授業内容探求A」（2単位）、「同B」（2単位）、「家庭科教育の理論と実践」（2単位）、「家庭科教育の授業内容探求A」（2単位）、「同B」（2単位）の6科目から3科目（6単位）を選択必修とし履修する。また、「技術科教育の教材研究と実践A」（2単位）、「同B」（2単位）、「家庭科教育の教材研究と実践A」（2単位）、「同B」（2単位）の4科目から2科目4単位を選択必修として履修する。さらに、前述の選択必修で履修した5科目（10単位）以外の生活創造系教育サブプログラム科目、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」（2単位）の中から6単位を選択して履修する。以上、計16単位を履修する。

(5) 全体にかかる科目群

上記の科目の他、本研究科では現代的・地域的諸課題を解決する上で必要な共同探究力の

育成のため、さらに個々の専門領域の探究力の向上を図るために、以下の科目を全体にかかる科目として開設する。

「現代的・地域的教育課題の共同探求」

教育に関わる問題の改善のためには、学校の教師、学校の教師以外の他職種、学校外の行政や地域の多様なエイジェンシー（主体、機関）がつながってゆかなければならない。にもかかわらず、多くの場合、それらのあいだに壁がある。その壁を越えたアソシエーション（関係や場）の編み直しをしてゆくことに貢献する。教育に関わる現代的かつ横断的な問題、埼玉県という地域に関わる問題に関して、多様なスタッフや院生が、課題設定から成果公表の過程を協働しグループでの研究を行う。

学校を中心としたいくつかのフィールドを行き来しながら、問題を多角的に検討する内容とする。院生数名をグループ化し、複数のテーマが並行して進んでゆくことを想定している。エイジェンシーへのインタビューとそれに基づいたワークショップを開発・実施する。研究内容は、順次、教育実践フォーラムなどの場で公開する。また、教育学部の講義や教育学部附属教育実践総合センター主催でのワークショップを開き、広く情報発信するとともに研究への参加者の輪を広げる。

これらの研究成果を蓄積して、本学教職大学院としての継続した研究に資するものとする。同類のテーマでリレー式に研究を継続する。

なお、「現代的・地域的教育課題の共同探求」はすべてのサブプログラムの選択科目とし、修得単位を卒業要件に算入する。

選択科目ではあるが、履修するよう指導をする。

「探求活動演習Ⅰ・Ⅱ」

博士課程への進学を志望しているものを対象として、院生が強い興味関心を持つ特定の分野について、それを専門とする教員の指導を直接受けながら個人での探究活動を行う。

授業は演習形式で行い、具体的な探究テーマの決定、当該探究領域における先行研究の分析、探究の方法及び計画の検討、計画に基づく探究活動の実施、を行う。個人での研究を進める内容で、修士論文相当の学術論文を作成する。

なお、「探求活動演習Ⅰ」と「探求活動演習Ⅱ」は単位認定できるが、修了要件に算入しない「自由科目」とする。

*各サブプログラムのカリキュラムを、別添資料5として付した。

5. カリキュラム・ポリシーについて

今回の改組に伴い、上記の教育課程の編成の考え方に基づいて、カリキュラム・ポリシーを以下のように改める。

教職大学院（専門職学位課程）

教職大学院（専門職学位課程）では、標準修業年限2年を目標にして、「修了認定・学位授与の方針」からなる知識の修得、資質・能力の獲得を可能とする教育課程を編成し、専門職学位課程教育プログラムに基づく体系的で質の高い教育を実施する。

そのために、専門職学位課程においては、総合教育高度化プログラムと教科教育高度化プログラムを開設する。総合教育高度化プログラムでは、学校構想サブプログラム、特別支援教育サブプログラム、学校保健サブプログラム、子ども共育サブプログラムの4つのサブプログラムを置く。教科教育高度化プログラムでは、10教科に対応する言語文化系、社会系、自然科学系、芸術系、身体文化系、生活創造系の6つのサブプログラムを置く。

専門職学位課程においては、共通科目として、教育経営の課題探求、教育課程の課題探

求、教科指導の課題探求、生徒指導・教育相談の課題探求、学校と教職の課題探求と、併せて各サブプログラムの特色を踏まえた共通科目を開設し、この他実地研究と課題研究を課す。各サブプログラムでは、それぞれに必修または選択必修の基礎的な科目を開設し、さらに専門性を高めるための選択科目を開設する。この他、全体にかかる科目を開設する。

教職大学院（専門職学位課程）では、専修免許の取得を推奨し、教員として必要とされる高度な専門性と実践力を有するための教育課程を実施し、あわせて教員に求められる人間性・社会性を育成することを重視し、高度な実践研究力及び教員としての資質を有することを基準として、厳格に成績評価を行う。

以下は、前掲のディプロマ・ポリシーに示した育成する資質・能力である。

教職大学院（専門職学位課程）

専門職学位課程（教職大学院）は、社会の変化とともに学び続け、教員集団の中核として活躍する実践的探求力と課題解決力をもった教員を育成することを教育目的とする。この教育目的を達成するために、以下の資質・能力を獲得したものに、「教職修士（専門職）」を授与する。

- 1 高度な知識・技能に基づいた授業実践力
子どもたちの個性に応じた学習支援に配慮しつつ、彼らが主体的・協働的に学ぶ授業をデザインし、実践できる高度な力
- 2 子ども理解に基づく学級経営力
子どもたちや子どもたちを取り巻く現状を多面的多角的に把握した上で、良好な人間関係を構築し、彼らの思いや願いを受けとめた適切な学級経営ができる高度な力
- 3 的確な課題把握に基づく教育経営・学校運営力
学校課題を的確に把握して問題解決をはかり、学校運営の中核的スクールリーダーとなりうる高度な組織マネジメント力
- 4 深い省察に基づく実践研究力
教職実践者として実践を深くリフレクションしながら、実践と理論を往還する高度な研究力

本研究科で開設したそれぞれの科目のねらいや内容は、この育成を目指す資質・能力のいずれかを必ず含むものである。本研究科の教育課程全体の履修によって、ディプロマ・ポリシーで示した「社会の変化とともに学び続け、教員集団の中核として活躍する実践的探求力と課題解決力をもった教員」の育成を可能にするように、本研究科の教育課程は構成されている。

【4】教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織の編成の考え方

教員組織を編成するに当たっては、教職実践専攻設置の趣旨に基づき、教育現場の諸課題を解決できる高度な専門性と実践的指導力を備えた学校改革のミドルリーダーと新たな学校づくりの有力な一員となる新人教員を養成できる教員組織を作することを重視した。

これまでの本教職大学院は、一専攻であったが、特別支援教育に関する分野を含むため、研究指導教員でいえば、「学校教育専攻」としての5名に1名を加えた「6名」とし、合計で15名の専任教員（うち実務家教員6名）を配置していた。

今回の改組では、同じく一専攻を継続しつつ、コース制からプログラム制へ変更するとともに、特別支援教育に関する分野に加え、新たに学校保健と幼児教育に関する分野を対象とすることとした。「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示（平成26年11月7日公布）」に基づき下記のとおり人数を算出すると、必要専任教員数は、合計「専任教員18名」であり、「必要実務家教員数8名」となる。

[計算式]

○研究指導教員： $(5 + 1 + 1 + 1) \times 1.5 = 12$ 名

○研究指導補助教員： $8 \times 2/3$ 以上 $=5.33$ （切り上げ）→6名

◎必置専任教員数： $12 + 6 = 18$ 名

◎必置実務家教員数： $18 \times 0.4 = 7.2$ （切り上げ）→8名

これに対応し、改組後の本教職大学院では、18名の専任教員（実務家教員8名）を配置するものである。

これらの専任教員のうち14名は、教育学部とのダブルカウントとし、教育学部の授業も担当する。また、ダブルカウントではない常勤教員2名も、教育学部の授業を担当する。

さらに、今回の改組により教職実践専攻に教科教育高度化プログラムを設置し、教科教育を導入することから多くの兼任教員を置く。カリキュラムの質を高め、また、指導体制の厚みを持たせるために、72名の教員が兼任教員として本専攻に参加する体制を構築する。兼任教員は、本専攻の開設科目を担当する他、実地研究や課題研究も担当する。このことで、専任教員を中心としつつも、ほとんどの教育学部所属教員が、各自の専門性を生かしながら、教職大学院に深く関わり、そこでの教育研究の発展と深化に寄与する体制を構築することを目指す。

2. 専任教員：実務家教員と研究者教員

実務家教員

実務家教員8名のうち、専任教員が6名、みなし専任教員が2名である。

専任教員は、教授2名、准教授4名である。

このうち、教授1名は、本県の特別支援学校教諭として長い経験を持ち、本学附属特別支援学校副校長を努め、平成28年の本学教職大学院開設時より、専任教員として教育と運営に当たった人材である。実務経験は30年である。主に「共通科目」の「生徒指導・教育相談の課題探求」と「学校と教職の課題探求」を担当する。

もう1名は、令和2年度の採用となるが、本県の中学校教諭として長い経験を持ち、県内公立小学校長、埼玉県教育委員会で要職を歴任し、教育現場と教育行政に通暁した人材である。実務経験は35年である。主に「共通科目」の「教科指導の課題探求」と「学校と教職の課題探求」を担当する。

准教授の1名は、本県の、中学校英語教諭としての長い経験を持ち、附属中学校教諭、埼玉県教育委員会で指導主事を務めた経験を持つ。実務経験は22年である。埼玉県からの

派遣教員として、令和2年度からの採用となり、主に「共通科目」の「教科指導の発展・応用」を担当する。

以下の3名は、研究者教員として本学に採用されたものであり、研究実績と研究能力は十分備えている。いずれも准教授である。

このうち1名は、30年間の公立学校教諭（理科）としての経験を持ち、数多くの研究成果を上げている。

もう1名は、23年間の、中学校教諭（保健体育科）としての経験を持つが、そのうち18年間は本学の附属中学校で勤務した。さらに埼玉県教育局で4年間の勤務経験を持つ。さらに、国立教育政策研究所で教育課程調査官を努めた経験も持つ。実務経験は33年である。

3人目は、18年間の東京都での養護学校教諭としての豊富な経験を持ち、学校現場における実践研究を含む多くの研究成果を上げている。

みなし専任教員の1名は、特別支援学校教諭として長い経験を持ち、附属特別支援学校副校長を努め、さらに長野大学で教授として勤めた経験を持つ。実務経験は35年である。平成28年の本学教職大学院開設時より、専任教員として教育と運営に当たった人材であり、主に「共通科目」の「教育課程の課題探求」と「学校と教職の課題探求」を担当する。令和2年度をもって定年退職となるが、改めて非常勤講師として採用してみなし専任教員として配置する。

みなし専任教員の2人目は、中学校教諭として長い経験を持ち、埼玉県教育員会で要職を歴任し、教育現場と教育行政に通暁した人材である。実務経験は37年である。主に「共通科目」の「教育経営の課題探求」と「学校と教職の課題探求」を担当する。令和3年度をもって定年退職となるが、改めて非常勤講師として採用し、みなし専任教員として配置する。

実務家教員の研究能力については、採用の選考に当たって論文などを審査対象として課しており、一定の研究能力を備えた人材を採用している。また採用後も、大学院生の指導を通じるなどして得られる研究能力の向上と研究成果の創出を行っている。本学の教育実践総合センター紀要や学部紀要など、研究成果発表の場も数多く設定しており、多くの実務家教員が研究成果の発表を行っている。

研究者教員

専任教員18名のうち、10名が研究者教員である。

「教育学」を専門とし、主に「共通科目」の「学校と教職の課題探求」を担当する教授1名、「教育心理学」を専門とし、主に「共通科目」の「教育課程の課題探求」と「学校構想の理論と実践」を担当する教授1名、「教育方法学」を専門とし、主に「共通科目」の「教育課程の課題探求」と「学校と教職の課題探求」を担当する教授1名、「教育方法学」を専門とし、主に「共通科目」の「教育課程の課題探求」と「学校と教職の課題探求」を担当する教授1名、「教育方法学」を専門とし、主に「共通科目」の「教育課程の課題探求」と「学校と教職の課題探求」を担当する教授1名、「教育方法学」を専門とし、主に「共通科目」の「学校構想の理論と実践」を担当する准教授1名、「学校保健学」を専門とし、主に「共通科目」の「子供の発育発達と保健室における養護教諭の実践」と「現代の健康問題と学校保健の実践的課題」を担当する教授2名、主に「共通科目」の「子供の発育発達と保健室における養護教諭の実践」と「現代の健康問題と学校保健の実践的課題」を担当する准教授1名、「特別支援教育」を専門とし、主に「共通科目」の「特別支援教育の課題探求」と「生徒指導・教育相談の課題探求」を担当する教授1名で構成する。これら研究者教員に対しては、本研究科で独自に設定した「教職大学院担当教員の適格性に係る指標」（別添資料6）により、実務経験等に関わる、担当の適格性を計っている。

この他、兼任教員 72 名のすべてが研究者教員であり、合計 82 名となる。こうした 82 名の研究者教員すべてが、既に教職大学院における兼任教員としての授業担当実績を持っており、教職大学院における教育研究のさらなる充実が期待できる。そのために、研究科全体で、附属学校園での研究授業・授業研究会・校内研修へ参加し、指導助言や共同研究を行うことを通して、実践的な知見の充実を図るべく努めている。今後も一層の参加を図る。

3. 教員組織とプログラム・サブプログラムとの関係

今回の改組において、「教職実践専攻」の一専攻という体制は、改組前を引き継ぐことから、教員の所属は、すべて「教職実践専攻」となる。

一方、教育体制としては、学生が受講のパターンを選択する「プログラム制」を導入する。2つの上位カテゴリーの「プログラム」と、その下位カテゴリーである 10 の「サブプログラム」からなり、各サブプログラムにおいては、それぞれの特色に応じた授業を開講する。その特色に対応できる教員を配置するために、18 名の専任教員に加え、サブプログラムの特色に対応できる専門性を備えた教員 72 名を兼任教員として配置する。

教科専門教員と教職専門教員の協働については、既存の教職大学院において既に取り組んでおり、実績を上げている。

教科専門を含む「教科担当教員」の教職大学院開講授業の担当では、本学教職大学院は、平成28年度の開設当時から、いち早く「教科」に関する科目を開講してきた。これは、「教科全体」の課題を取り扱う「共通科目」の「教科指導の課題探求」とは異なり、「教育実践力高度化コース」の「コース必修科目」として設定されているものであった。「教育を支える理論をおさえつつ、それらを授業実践でより効果的に指導する方法等を学ぶことを目標」としたもので、「全体学習 3 回とグループ学習 12 回で構成」されており、「グループ学習は教科ごと」に行われた。そのため、授業担当者としては、専任教員の中から、主に「全体学習」を担当する実務家教員 4 名、「グループ学習」を担当する研究者教員 4 名をあて、その他に「教科ごとに行われるグループ学習」を担当する兼任の研究者教員 59 名をあてている。この 59 名は、「教科教育」を専門とするものだけでなく、「教科専門」の教員も含んでおり、ほぼひとしく授業を担当している。こうした、多くの兼任の研究者教員が教職大学院の授業を担当する授業形態は、4 年間を経て定着しており、本学の「教科専門」の研究者教員による「教職大学院の授業担当」は実績を上げてきた。このことは、平成30年度に受審した認証評価においても評価されている。（別添資料 7）

今回の改組により、教科も含めた兼任教員 72 名も、各サブプログラムの担当となる。「教科教育高度化プログラム」における、各サブプログラムは、ほぼ各教科に対応するものとなるが、「教科専門」も含めた「教科担当」の研究者教員が、専任教員あるいは兼任教員として、教職大学院の授業を担当することは、過去の実績からみても妥当である。

教職実践専攻は、総合教育高度化プログラムと教科教育高度化プログラムの 2 プログラムで構成し、総合教育高度化プログラムは、学校構想、特別支援、学校保健、子ども共育の 4 サブプログラム、教科教育高度化プログラムは、言語系教育、社会系教育、自然科学系教育、芸術系教育、身体文化系教育、生活創造系教育の 6 サブプログラムで構成する。サブプログラム共通の科目とサブプログラム毎の科目数の配置状況は表 7 のとおりである。

配置する授業科目は、「共通科目」として 14 科目（5 科目が必修、9 科目が選択必修）、「学校における実習科目」として「実地研究」で 6 科目（すべて選択必修）、「課題研究」として 6 科目（すべて選択必修）、「プログラム科目」として 76 科目、「全体にかかる科目」として 3 科目、合計 105 科目となる。

「共通科目」の「全員必修」の5科目は、研究者教員と実務家教員による「オムニバス・共同（一部）」もしくは「共同」で授業を行う。「共通科目」の「選択必修」の科目は、「子ども共育の理論と実践」「特別支援教育の課題探求」「学校構想の理論と実践」以外は、研究者教員と実務家教員による「オムニバス・共同（一部）」で授業を行う。「子ども共育の理論と実践」は、今回の改組後の組織では、すべて研究者教員により「オムニバス・共同（一部）」で授業を行うが、研究者教員のうちの1名は、平成28年度の教職大学院発足後現在に至るまで、専任教員として授業を担当してきた実績を持ち、教育実践的側面を備えた教員である。

「実地研究」及び「課題研究」は、実務家教員8名を含む18名の専任教員と、72名の兼任教員とが分担して担当する。

「サブプログラム科目」は、それぞれのサブプログラムの特色に応じた授業を開講する。そのため、18名の専任教員と72名の兼任教員とが、各サブプログラムに分かれて授業を担当する。専門性の観点から、「教育工学」「英語」「算数・数学」などに関わる7科目は、単独で開講する。その他の69科目は、すべて「オムニバス・共同（一部）」もしくは「共同」で授業を行う。

「全体にかかる科目」のうち「現代的・地域的教育課題の共同探求」は、専任教員の研究者教員と実務家教員による「共同」で授業を行う。「探求活動演習Ⅰ・Ⅱ」は、受講生がそれぞれで選択した分野の教員について行う演習であり、開講形態としては「単独」となる。

全教科が105科目あるが、「実地研究」「課題研究」を除いた、大学で行う授業が93科目である。このうち、単独7科目を除いた86科目が、「オムニバス・共同（一部）」もしくは「共同」での授業となる（ $86/93=92\%$ ）。協働での授業を中心として質の高い教育実践を実現する。

表7 科目数一覧 ()は単位数

プログラム	総合教育高度化				教科教育高度化					
	特別支援	学校保健	学校構想	こども共育	言語文化系	社会系	自然科学系	芸術系	身体文化系	生活創造系
共通科目	5 (12)									
	2(4)	2(4)	2(4)	1(4)	2 (4)					
学校における実習科目	2 (10)	2 (10)	2 (10)							
課題研究	2(4)	2(4)	2 (4)							
サブプログラム科目	6 (12)	5 (10)	9 (18)	7 (14)	10 (20)	5 (10)	9 (20)	10 (20)	5 (10)	10 (20)
全体にかかる科目	3 (6)									

4. 教職大学院の専任教員が改組後に担当する学内の学部・大学院の科目一覧

本教職大学院の専任教員が教職大学院設置後に担当する学内の学部の科目（修士課程は廃止となる）については、以下のとおりとなる。

表8 専任教員の学部担当授業科目

区分	氏名	職種	学部授業担当科目	単位数	担当単位数	
専任	研究者	安藤 聡彦	教授	社会教育実習	2	2
				社会教育学概論A	2	2
				教育学演習ⅠA	1	1
				環境教育フィールド・スタディ	2	2
専任	研究者	馬場 久志	教授	心理学演習ⅠA	1	1
				心理学演習ⅠB	1	1
				教授学習心理学概論	2	2
				生徒・進路指導論	2	1
専任	研究者	船橋 一男	教授	特別活動論	1	1
				教育臨床演習ⅠA	1	1
				教育臨床演習ⅠB	1	1
				学校・地域とカリキュラム編成	2	2
教育方法学概説	2	2				
専任	研究者	岩川 直樹	教授	教育臨床演習ⅡA	1	1
				生活科概説	1	1
				中等教育方法学概説	2	2
				教育における臨床の知 表現と教育実践	2	2
専任	研究者	宇佐見香代	教授	教師の成長と教師教育	2	2
				生活科概説	1	1
				教育臨床演習ⅠA	1	1
				教育臨床演習ⅡA	1	1
				生活科指導法	2	2
				総合的な学習指導法	1	1
専任	研究者	磯田三津子	准教授	教育臨床演習ⅡA	1	1
				教育臨床演習ⅡB	1	1
				生活科指導法	2	2
				教材づくりと授業展開	2	2
				教育方法学概説	2	2
				総合的な学習指導法	1	1
専任	研究者	戸部 秀之	教授	学校保健調査法	2	2
				学校保健研究C	1	1
				学校保健研究D	1	1
専任	研究者	関 由起子	教授	学校看護学	2	2
				学校看護学演習	1	1
				学校保健研究C	1	1
				臨床実習B	2	2
				救急処置	2	2
				救急処置実習	1	1
専任	研究者	七木田文彦	准教授	保健科指導法A	2	2
				保健科指導法C	2	2
				衛生学・公衆衛生学B(予防医学を含む)	2	2

				学校保健研究C	1	1
				衛生学（公衆衛生学を含む）	2	2
				衛生学・公衆衛生学A	2	2
専任	研究者	名越 斉子	教授	障害児教育研究ⅠC	2	2
				障害児教育研究ⅡC	2	2
				障害児のアセスメント	2	2
専任	実務家	長江 清和	教授	教職入門Ⅰ	2	0.4
				教師力向上ケーススタディ演習Ⅱ	1	1
				現代の教育課題と教職	2	1
専任	実務家	石田 耕一	教授	教職入門Ⅰ	2	0.4
専任	実務家	櫻井 康博	特任教授	なし	0	0
専任	実務家	安原 輝彦	特任教授	なし	0	0
専任	実務家	大沢 裕	准教授	教職入門Ⅰ	2	0.4
				学校フィールド・スタディⅠ	2	0.4
				学校フィールド・スタディⅡ	2	0.4
				学校フィールド・スタディⅢ	2	0.4
専任	実務家	中島 雅子	准教授	中等理科指導法A	2	2
				中等理科指導法D	2	2
				初等理科指導法	2	2
				理科教授学習評価論	2	1
専任	実務家	石川 泰成	准教授	初等体育科指導法	2	2
				体育学演習	2	2
				器械運動	1	1
				中等保健体育科指導法C	2	2
				体づくり運動	2	1
専任	実務家	齋藤 千景	准教授	養護活動論	2	2
				養護概説	2	2
				健康相談活動論	2	2
				健康相談活動演習	1	1
				学校保健研究D	1	1
専任教員1人当たり年間単位数						5.6

5. 教員の年齢構成と定年規定との関係

教員組織は、開設後において、40歳代2名、50歳代9名、60歳代7名の専任教員で構成し、完成年度においては、40歳代2名、50歳代7名、60歳代9名の専任教員で構成する。

本学の「国立大学法人埼玉大学教職員就業規則」において、教員の定年は65歳と定められている。本学教職大学院の完成年度までに定年を迎える教員は2名いるが、教育研究の継続性を担保するため、非常勤講師（みなし専任）として任用する。

6. 学部とのダブルカウント

専任教員の教育学部とのダブルカウントは14名とし、4名は研究科の専任教員とする。

【5】教育方法、履修指導方法及び修了要件

1. 教育方法・授業の工夫

本専攻の授業での学びは、改組前から学校教育に関する基礎的事項、及び教育の理論を「講義」で学ぶだけでなく、様々な観点から「演習」で吟味・ディスカッションしながら、その成果を発表して学び合うことを組み合わせて展開している。このような学びの意義は、学びを受身ではなく主体的なものとする、偏りのない複眼的思考で物事を捉えること、課題をより深く省察すること、共同的な探究の良さを実感することにあると考えている。改組後もこのような教育方法のスタイルを基本的には維持していく。受講する院生の構成としては、どの授業も制限を設けず現職院生と学卒院生の両方が受講する形をとり、それぞれの専門性や経験を生かした学び合いを成立させることを企図する。交流の仕方については、グループワークや発表、模擬授業などの際に、ねらいや教育内容に対応するようグループの構成や規模を変えて実施する。その際、研究者教員と実務家教員の複数の教員が指導・ファシリテートに当たることとしている。

学生定員が20名から改組後は52名に増加することを鑑み、上記のような学びの良さを維持するために、共通科目の必修科目（「学校と教職の課題探求」を除く。）は2クラスに分けて実施する。本研究科の柱としたい「学校と教職の課題探求」については、通年で4単位を、52名の受講で実施する共通の内容を扱う回と、13名程度4クラスに分けて実施する回を組み合わせる。52名の専攻全体で共有する内容は、大学教員による講義や学校教育関係者・教育行政関係者・子どもにつながる専門職などをゲストスピーカーとして招いた講演及び学びの成果の発表会などを想定し、13名前後に分けて行う内容については、実地研究での学校の総合的な教育経験についての省察と対話を含む「グループ・カンファレンス」を実施することにする。この科目は、共通科目としての内容を含みながら、その理論的な知見と実地研究による実践現場での知見を架橋する科目としての位置づけであり、授業の際は、この点を意識して実施するものとする。そのため、担当する教員は、主に教育実践研究を専門とする研究者教員と現場経験の豊かな実務家教員が共同して担当する形をとる。大学教員はそれぞれの専門的な知見や経験を受講生に提供するだけでなく、受講する院生や関わるゲストスピーカー、さらに他領域の研究者教員を巻き込みながら、学校現場における様々な課題の解決に向けた新たな知見や提言を創造するための探求活動をファシリテートする。

配当年次は、必修科目及びⅠとある科目は1年次に、Ⅱとある科目は2年次に、選択科目は1年次または2年次に履修することを想定している。ただし、共通科目の「学校と教職の課題探求」及び選択科目「現代的・地域的諸課題の共同探求」については、1年次の履修内容や実地研究での学びを、2年次院生が1年次院生に伝え交流する機会を設け、学年の縦の交流や共同的学习を推進する。

2. 修了要件について

2年（短期履修制度利用者は1年）以上在籍し、下記の履修基準を満たし、合計46単位以上修得しなければならない。

短期履修制度は、現職教員を対象とし、主として教育実践等の実務経験を有することについて審査し、なおかつ、「実地研究Ⅱ」（6単位）を免除することが認められた者が利用できるものとする。

表9 修了要件単位数

分類	単位	内容
共通科目	16	共通必修科目（2単位×4領域、4単位×1領域）+サブプログラムごとに定められた科目4単位
実地研究Ⅰ・Ⅱ	10	必修 ただし、養護教諭免許→実地研究Ⅰ・Ⅱ（学校保健） ただし、特別支援免許→実地研究Ⅰ・Ⅱ（特別支援）を履修
課題研究Ⅰ・Ⅱ	4	必修 ただし、養護教諭免許→課題研究Ⅰ・Ⅱ（学校保健） ただし、特別支援免許→課題研究Ⅰ・Ⅱ（特別支援）を履修
サブプログラム科目	10	サブプログラムごとに設定した必修または選択必修の科目
選択科目	6	上記の「サブプログラム科目10単位」以外の全サブプログラム科目及び「現代的・地域的教育課題の共同探求」から選択
合計	46	

*「短期履修制度」の場合は、これによらない（後述する）

3. 履修モデルについて

①時間割の設定

原則として、以下のような時間割を設定する。全員の必修科目の共通科目（青色）はシード科目として固定。サブプログラムが開設する共通科目と課題研究（水色）は、必修としてそれぞれのタームで開講するが、開講の曜日と時限は固定されない（下記は一例）。

図3 時間割（シード科目等）

第1・2ターム（A・Bはクラス分け）

ターム	月		火		水		木		金	
	第1	第2	第1	第2	第1	第2	第1	第2	第1	第2
1限	教育経営の課題探求A	教育課程の課題探求A	共通科目（サブプログラム開設）		共通科目（サブプログラム開設）		M1現職は実地研究Ⅰで 学校等学外へ			
2限	教育課程の課題探求B	教育経営の課題探求B								
3限										
4限			課題研究Ⅰ・Ⅱ		教科指導の課題探求A	生徒指導・教育相談の課題探求A				
5限	学校と教職の課題探求		探究活動演習Ⅰ・Ⅱ		生徒指導・教育相談の課題探求B	教科指導の課題探求B				

第3・4ターム

ターム	月		火		水		木		金	
	第3	第4	第3	第4	第3	第4	第3	第4	第3	第4
1限	（サブプログラム科目）		（サブプログラム科目）		（サブプログラム科目）		M1学卒・現職は実地研究Ⅰで 学校等学外へ			
2限	（サブプログラム科目）		（サブプログラム科目）		（サブプログラム科目）					
3限	（サブプログラム科目）		（サブプログラム科目）		（サブプログラム科目）					
4限	現代的・地域的教育課題の共同探求		課題研究Ⅰ・Ⅱ		（サブプログラム科目）					
5限	学校と教職の課題探求		探究活動演習Ⅰ・Ⅱ		（サブプログラム科目）					

②プログラムの履修モデル

それぞれの履修モデルは以下のとおり。

図4-1 【総合教育高度化プログラム】

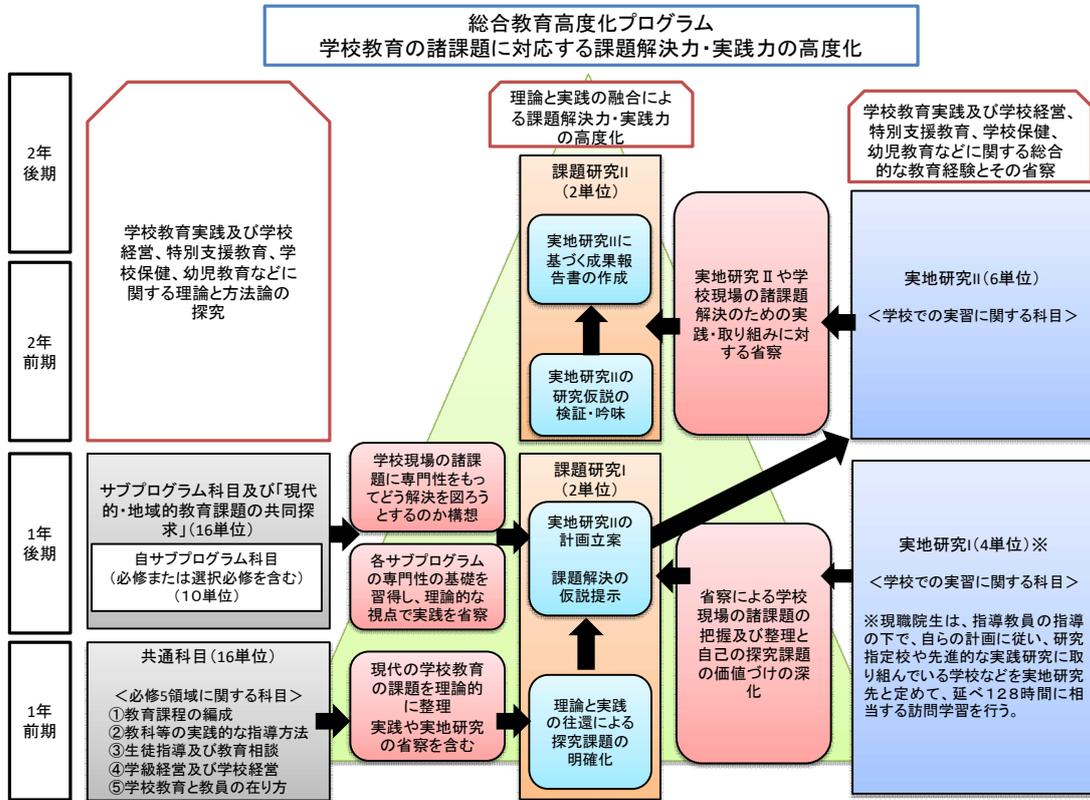
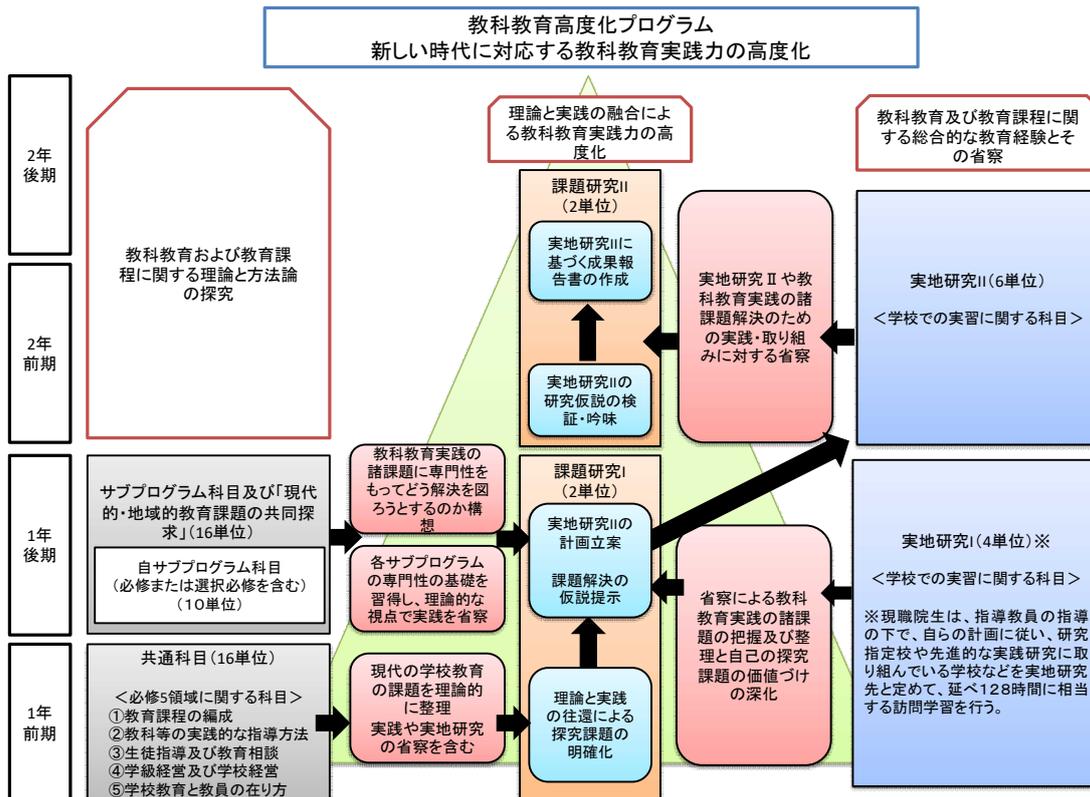


図4-2 【教科教育高度化プログラム】



③プログラムの履修モデル・短期履修制度活用

短期履修制度を活用したそれぞれの履修モデルは以下のとおり。

図4-3【総合教育高度化プログラム】

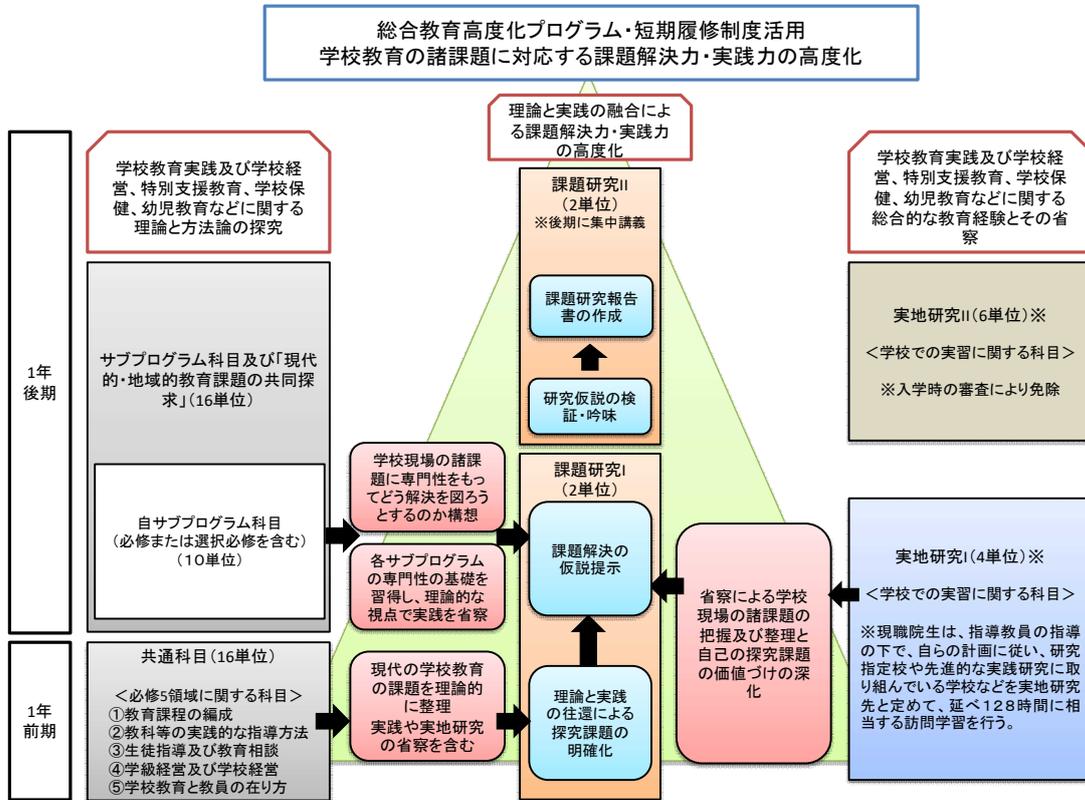
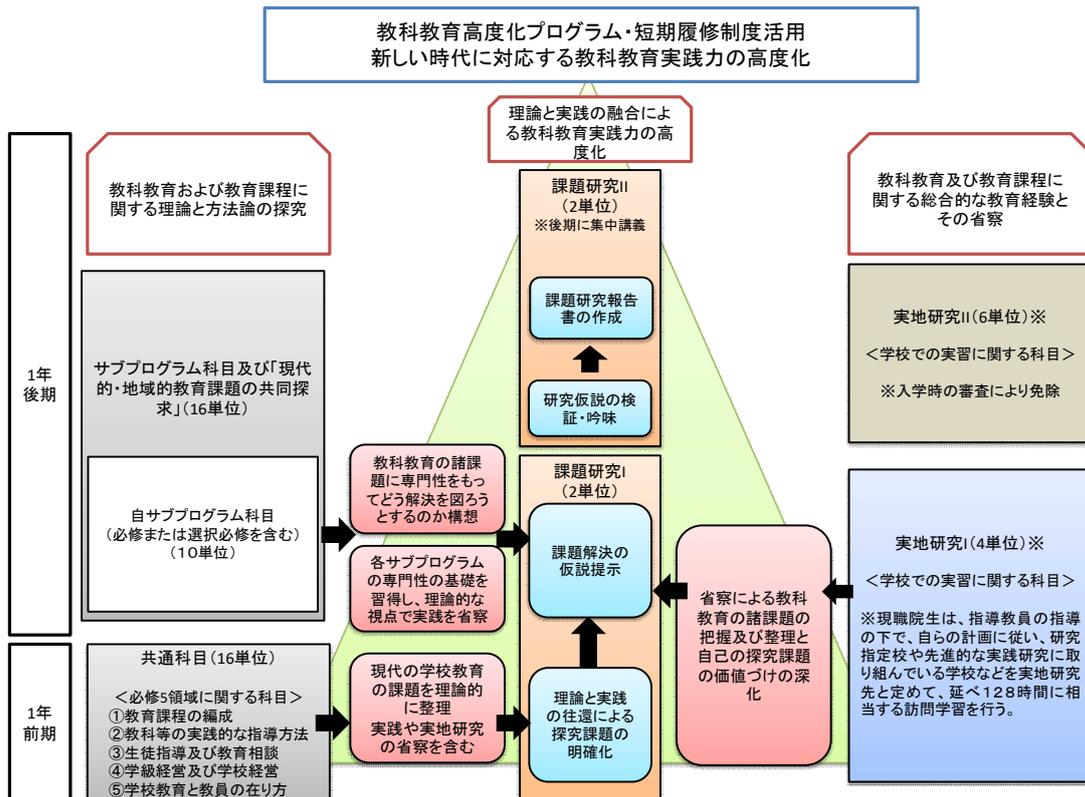


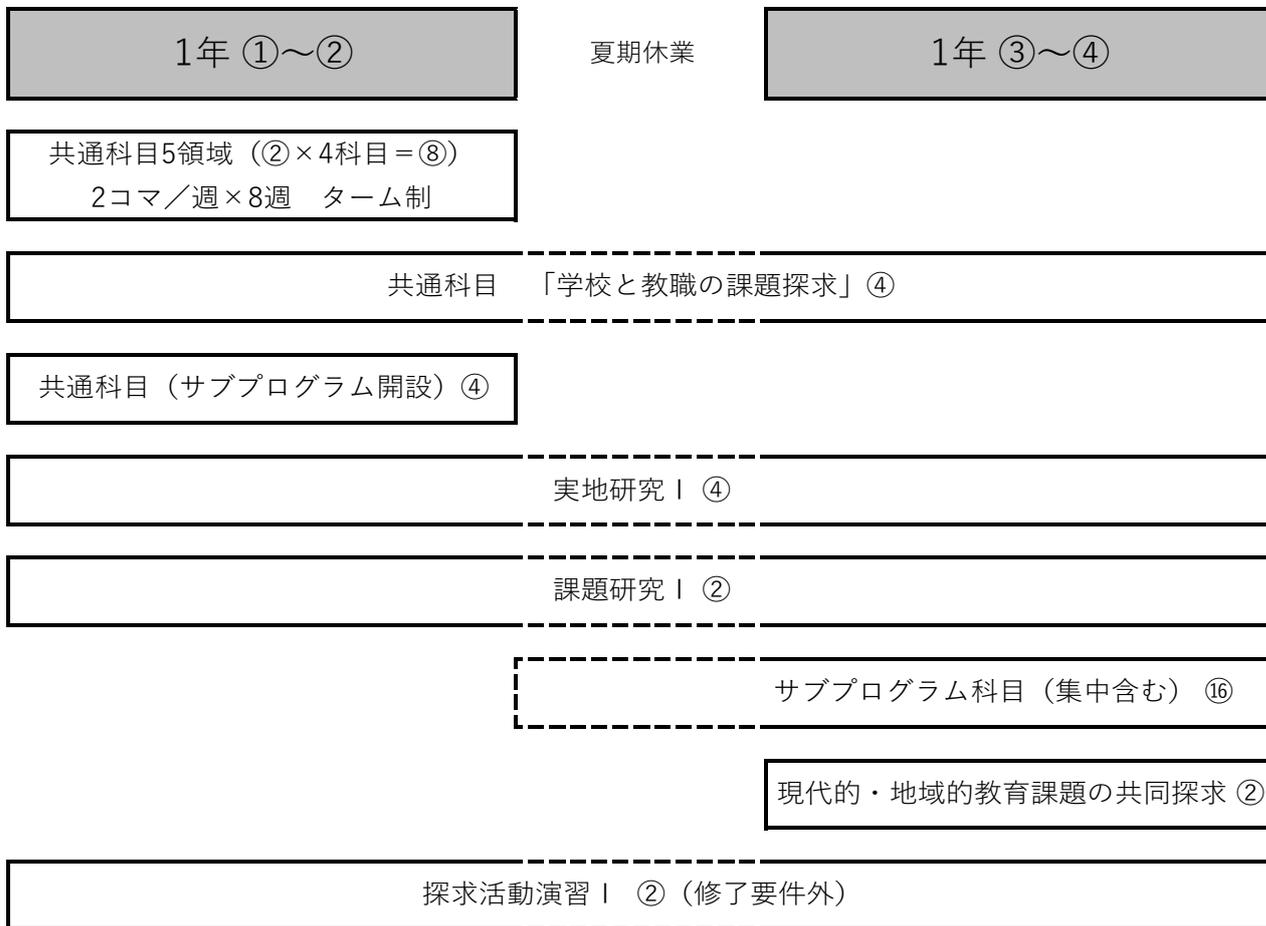
図4-4【教科教育高度化プログラム】



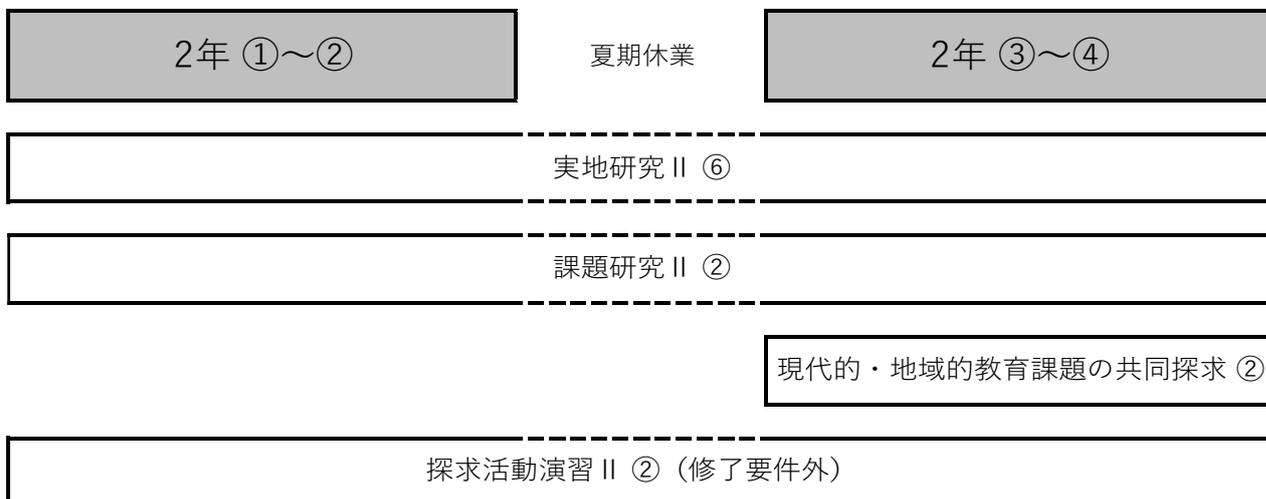
履修の流れを示したものは以下のとおり。

図5 履修の流れ

1年次



2年次



4. 短期履修制度の新設と長期履修制度

本研究科では、現職教員を対象とした多様な履修制度を設ける。

①「短期履修制度」の新設

新たに、教育現場で相応の経験を積んだ教員を対象に、1年間で修了できるカリキュラムを新設する。1年次は2年間で修了する院生と同じプログラムに所属し、学卒院生と授業等を通じて互いに高め合う相乗効果をねらうものとする。

修了必要単位は通常年限の院生と同様の46単位であるが、このうち「実地研究Ⅱ」6単位は、教育現場での経験により、審査の上で、履修免除とする（在籍中に修得する単位は40単位とする）。

審査は、所属を希望するサブプログラム単位で設置する審査委員会で行う。審査委員会は、指導教員として予定されている教員と実地研究を担当している教員によって構成される。出願時に提出する「実務の状況に対する申立書」に基づき、入学者選抜試験の口述試験終了後に実施する「面接」により審査する。「実務の状況に対する申立書」は、「教科・領域等の指導に関わった実務経験・研究業績」「研修・研究授業等に関わる実務経験・研究業績」「生徒指導・教育相談に関わる実務経験・研究業績」「学級・学校経営に関わる実務経験・研究業績」「主幹教諭・主任教諭などの実務経験・研究業績」等を記載する。面接において、これらの記載内容を確認しつつ、「実地研究Ⅱ」の履修免除に相当する経験・業績を有するかを審査する。

通常年限の院生が2年次に履修する「課題研究Ⅱ」は、冬期休業中に集中して履修するものとする。短期履修制度が適応される要件としては、正規職員としての教職経験5年以上あるものとする。

「特別支援教育サブプログラム」では、履修免除とするものは「実地研究Ⅱ（特別支援教育）」6単位である。また「課題研究Ⅱ（特別支援教育）」を、冬期休業中に集中して履修する。

「学校保健サブプログラム」では、履修免除とするものは「実地研究Ⅱ（学校保健）」6単位である。また「課題研究Ⅱ（学校保健）」を、冬期休業中に集中して履修する。

②「長期履修制度」（継続）

既設の「長期履修制度」は職業を有しているなどの理由により、標準の年限（2年）で修了が難しい場合でも、修了ができるようにするものである。修業年限を延長し、一定の期間（最長4年）内で計画的にカリキュラムを履修する。授業料は、原則として標準の修業年限分の授業料とする。

③「2年次に現任校で勤務しながら履修する制度」（継続）

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を適用し、現職教員等が専門的教育を受ける機会を拡大するために、2年次に現任校で勤務しながら履修する制度も維持する。修了年限2年のうち1年間のみ現職を離れることができる場合、

- ・第1年次で、課程修了に必要な単位46単位のうち、38単位をめどに修得する
- ・第2年次で、現職に復帰し勤務しながら、定期的または集中的に授業・研究指導を受け、残りの単位を修得することができるようにする。

5. 既修単位の認定方法、成績評価、1年間の最大習得可能単位数について

既修単位の認定方法は以下のとおりである。教育上有益と認めるときは、学生が大学院教育学研究科教職実践専攻に入学する前に大学院又は他大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て、大学院教育学研究科教職実践専攻に入学した後の授業科目を履修したものとみなすことができる。この既修単位の認定は、教職大学院の授業科目の特性と照らし合わせ、他大学院の単位互換を安易に認めるもので

はない。また、既修得単位の認定は、上限を 12 単位と定める。

ただし、現職院生が所定の手続きを経て、履修免除となった実地研究Ⅱについては、この既修得単位には含めない。

成績評価の方法は以下のとおりである。本専攻は、授業科目を履修した者に対して、原則として試験を行う。この場合、定期試験は、学期末又は学年末に行うものとし、筆答試験、口頭試問、研究報告等の方法により行う。履修した授業科目の成績は、試験の他、学習状況等により総合判定する。成績の評価は、グレードポイント（以下「GP」という。）により行う。GPは0～4の5段階とし、1以上を合格とする。GPに対応する評価内容は以下のとおりである。

GP 4：到達目標を超え、特に秀でている。

GP 3：到達目標を超えている。

GP 2：到達目標に十分達している。

GP 1：到達目標に最低限達している。

GP 0：到達目標に達していない。

なお、2月中旬に開催する教育実践フォーラムの中で、課題研究報告書に基づく報告会を実施する。これらを、複数の研究者教員、実務家教員の合議によって評価する。

最終的な修了の判定は、受講した科目の履修結果（単位数、成績）と課題研究成果報告及び発表会の評価をもとに、研究科カリキュラム委員会が本専攻設置の趣旨、目指す教員の資質・能力育成の達成の観点を踏まえ総合的に評価し、その結果により本研究科委員会が最終判定する。本専攻では、課題研究報告書と最終年度末に開かれる課題研究発表会での発表の評価も重視する。課題研究報告書は、課題研究Ⅰと課題研究Ⅱのそれぞれで提出され評価されるが、特に課題研究Ⅱの報告書についてはweb上に公開し、研究成果の幅広い還元を行う。したがって、院生には、公開に耐えうる報告論文の質を求めることになる。

本専攻は、教科指導等の面において、また、現代的教育課題への対応において中核的・指導的役割を担える教員の養成、管理職や指導主事等として活躍できる教育経営リーダーの養成を目的としている。そのため、最終判定にあたっては、実践研究の成果を研究実践報告書の評価をより重視し大学院教育の質の確保を図る。

本学教育学研究科の規定には、「研究科教職実践専攻の学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、42単位とする」（国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科規程第7条第2項より）とあり、新しい教職大学院においても、これを踏襲する。この42単位には、集中講義の単位数を含まないものとする。

なお、短期履修制度では、修了要件46単位中、実地研究Ⅱの6単位は免除とするが、登録単位数の上限が42単位のままでは余裕がないため、上限を48単位とする。この48単位には、集中講義の単位数を含まないものとする。

1単位の授業科目は、トータルで45時間の学修を必要とする内容をもって構成することになっている。通常の授業科目は半期15週で実施されるため、1単位の授業科目は、毎週3時間の学修を必要とする内容をもって構成される。これをもとに計算すると、毎週の学習時間は、48単位/2×3時間=72時間学習となる。これは、月曜日から土曜日まで6日間を毎日12単位時間学習する計算となるが、1単位時間を45分と考えると、実質1日9時間学習となる。

【6】教育課程連携協議会について

本学では、平成27年に、教員養成の質の向上を目的として、教員養成に関する諮問会議を設置した(別添資料8)。その後、平成29年の「学校教育法の改正」、それを受けた「専門職大学院設置基準の改正」により、専門職大学院において教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため「教育課程連携協議会」を置くこととされた。これを受け、本学においても、平成31年に、大学院教育学研究科教職実践専攻(以下「教職大学院」という。)における教員養成の質の向上並びに教育委員会及び連携協力校等と連携した教育の推進を目的として、教職大学院に専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第6条の2に規定する「教育課程連携協議会」に相当するものとして、「国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科教職実践専攻における教員養成に関する諮問会議(以下「諮問会議」という。)」を設置した。

審議事項は以下のとおりであり、研究科長の諮問に応じ、意見を述べることとしている。

- (1) 教職大学院が養成する人材像に関すること。
- (2) 教職大学院のカリキュラムに関すること。
- (3) 教職大学院における教育委員会、産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程に関すること。
- (4) 教職大学院における教育委員会、産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施及びその実施状況の評価に関すること。
- (5) 現職教員の再教育に関すること。
- (6) その他教職大学院の教員養成の質の向上に関し、必要な事項に関すること。

構成員は、(1)研究科長、(2)研究科長が指名する本学教職員、(3)学外有識者としている。

(2)について、令和元年度は、委員としての指名をしていないが、会議においては以下のものを「出席者」とし、報告や意見交換の担当とした。「教育学部副学部長、教育学部教育研究評議員、教育学研究科教職実践専攻長、教育学部教員養成推進室長、教育学部教育実習委員会委員長、教育学部教員養成推進室員、教育学部支援室事務長、教育学部支援室専門職員」。

(3)について、令和元年度は、以下の者を学外有識者委員として委嘱している。「a 埼玉県教育局市町村支援部長、b さいたま市教育委員会教育長、c 埼玉県立総合教育センター長、d さいたま市立教育研究所所長、e 埼玉県立公立小学校会長、f 埼玉県中学校長会長、g さいたま市小学校長会長、h さいたま市中学校長会長、i 埼玉県特別支援学校会長、j 埼玉大学教育学部同窓会会長」。

e～iは専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号に該当する「当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業に実務に関し豊富な経験を有するもの」であり、実質的な教育現場の全体を掌握する各種学校の校長会の会長をあて、教育現場からのニーズを取り上げて教育課程について審議するために適切な者を配置している。a～dは専門職大学院設置基準第6条の2第2項第3号に該当する「地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者」であり、埼玉県、さいたま市の主要な教育行政職の者をあて、地域の教育行政を担う立場からの意見を反映させ、審議するために配置している。jは専門職大学院設置基準第6条の2第2項第4号に該当する「当該専門職大学院を置く大学の職員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの」であり、教育学部の卒業生を統括している同窓会会長をあて、広く埼玉県における教育課題を審議するために適切な者を配置している。

任期は2年としている。

規程に基づき、研究科長が議長を務める。

令和2年1月30日に埼玉大学で行われた「諮問会議」では、「現状と課題について（報告）」として「教員養成をめぐる最近の動向について」「教育組織、カリキュラム、入試の概要について」「教育実習指導について」「教職支援体制について」「教員研修について」「教職大学院について（現状）」の報告が行われ「質疑応答」を行い、本学の教職大学院における教育に関する取り組みについて理解を深めていただき、また「教育実習と教員志望との関連性や、重要性」について貴重な意見をいただいた。

また「協議」として、話題を「教職大学院拡充に伴う現職派遣教員の拡大」と「研修の連携」にしぼり、濃密な議論を行った。その結果、「教職大学院派遣教員の拡大」について、前向きな議論ができた。「研修の連携」についても、今後さらなる検討を進めて、連携を拡大していくことが確認されるなど、大きな成果を上げた。

年間の開催回数は、毎年定例的（年1～2回）に開催するが連携・協力関係を円滑にするために開催することができるものとしている。次年度以降も、諮問会議を継続的に行い、教育の質の向上に努めていく。研究科諮問会議の規程は（別添資料9）を参照。

【7】施設・設備等の整備計画

1. 教室・演習室・実験室

教育学研究科は、教職実践専攻ひとつとなり、大学院の授業はすべて教職大学院の授業となる。教職実践専攻の講義や演習の授業は、既存の教育学研究科が使用している教育学部の講義室・演習室・実験室で対応できる。そこで教職実践専攻専用の講義室・演習室は設けず、学部と共通で、教育学部棟（A・B・C・D・H・コモ棟）の講義室・演習室・実験室を使用し講義を行う。

ゼミ等の少人数あるいは個別指導などは、これまで同様、関連するサブプログラムに対応する教育学部の専修・分野や指導教員に関わる施設で実施する。

したがって、これらの講義室（教室）・演習室・実験室等は教職実践専攻の趣旨・目的に沿った教育研究を実施するために十分に機能する。

2. 大学院生の研究室（自習室）

教育学研究科は、教職実践専攻ひとつとなり、全大学院生が教職大学院の所属となる。そこで、大学院生のみを対象とした、特定の研究室（自習室）は設けず、所属するサブプログラムや指導教員に関わる施設・スペースにおいて研究（自習）する。修士課程での教科教育、学校保健、幼児教育を廃止し、教職大学院に一本化するもので、既存のスペースで対応可能であり、教育研究目的を達成するために十分に機能する。

3. 図書館

大学院生が利用できる図書としては、本学の図書館がある。

本学図書館は、図書として、和書 613,933 冊、洋書 275,621 冊、合計 889,554 冊を、雑誌としては、和雑誌 16,422 タイトル、洋雑誌 5,547 タイトル、合計 21,969 タイトルを保有している。さらに電子ジャーナル 13,576 タイトル、電子ブック 12,000 タイトル、データベース 7 タイトル、マイクロ資料 93 タイトル、視聴覚資料 2,484 タイトルを保有している（数値は、2018.3.31）。教職実践専攻の各コースの学修に必要な図書資料を整備している。

その他、現在の教職大学院対象として設置している図書室には、図書約 300 冊、並びに教育関係雑誌を配架している。学部（研究科）の所有施設とし、全院生が使用可能なものとする。また所属するサブプログラムや指導教員において管理されている図書も利用可能である。

4. サテライトキャンパス

本専攻のサテライトとして、附属小学校敷地内の「教育学部附属教育実践総合センター（以下「実践センター」という。）と附属特別支援学校敷地内の「教育学部附属特別支援教育臨床研究センター（以下「臨床研究センター」という。）を位置づけている。

「実践センター」は、附属小学校の敷地内にある。附属小学校はさいたま市浦和区の中心の常盤地区に位置し、さいたま市役所と隣接している。さいたま市教育委員会とは徒歩で数分の距離であり、日常的に交流できる位置にある。埼玉県庁とも車で 5 分程度と至近であり、埼玉県教育委員会との交流の機会もごく簡単に持つことができる。

また同敷地内である附属小学校との距離が近いのはもちろん、附属中学校・附属幼稚園とも徒歩圏内である。

こうした好立地を生かし、「実践センター」はさいたま市・埼玉県教育委員会や、さいたま市・埼玉県の公立学校の連携の拠点として機能してきた。

教職大学院については、「実践センター」の 1 室を、学卒院生の実地研究の控え室(会議

室と兼用)として整備している。また、附属小学校において行う「**実地研究**」の直後の省察・振り返りの場としても活用している。改組後は、「附属小学校」のみならず「附属中学校」「附属幼稚園」における「**実地研究**」の直後の省察と振り返りの場として活用していく予定である。また教室についても、教職大学院の講義室として活用し、附属学校や教育委員会、また公立学校や教育関連施設から講師等を招いての、双方向型学習の場として活用する。

また「**実践センター**」は、数多くの「**授業実践記録ビデオ**」や「**指導案**」等を所蔵している。これらも院生の指導にも利用している。

「**臨床研究センター**」は、さいたま市北区日進地区にあり、JR埼京線日進駅から徒歩で10分程度にある。

これまで、教職大学院の発達臨床支援高度化コース院生の授業並びに実地研究において、理論と実践の往還を具体化するサテライトとして活用されている。授業では「特別支援教育コーディネータ演習」と「発達臨床アセスメント演習」科目の両科目を同センター内で行い、附属特別支援学校教諭や同校内に設置されている相談室「**しいのみ**」のスタッフも指導の一役を担っている。また「**実地研究 I (特別支援教育)**」では、省察・振り返りの場所として同センターが活用されている。附属特別支援学校並びに同センターは教育学部がある大久保キャンパスから多少距離があるが、授業時間割の調整により、移動にかかる時間負担を軽減している。

改組後については、主に、特別支援教育に関わる授業科目の授業や実地研究のサテライトとして活用する。

【8】基礎となる学部との関係

大学院の基礎となる学部との関係は、それぞれ対応関係にある。

学部の教育組織は、学校教育教員養成課程と養護教諭教員養成課程の二課程からなる。学校教育教員養成課程は、小学校コース・中学校コース・乳幼児教育コース・特別支援教育コースの四コースからなる。小学校コースは、教育学専修、心理・教育実践学専修、言語文化専修（国語分野、英語分野）、社会専修、自然科学専修（算数分野、理科分野）、芸術専修（音楽分野、図画工作分野）、身体文化専修（体育分野）、生活創造専修（ものづくりと情報分野、家庭科分野）からなり、中学校コースは、言語文化専修（国語分野、英語分野）、社会専修、自然科学専修（数学分野、理科分野）、芸術専修（音楽分野、美術分野）、身体文化専修（保健体育分野）、生活創造専修（技術分野、家庭科分野）からなる。小学校コースは、一年次の後半から、所属する専修分野に分かれた教育組織となる。また「教育学専修、心理・教育実践学専修」以外の「教科系」の専修分野は、卒業研究などは「中学校コース」のそれぞれ対応する専修分野と合同のものとなる。

この4年次における教育組織が、教職大学院における教育組織とほぼ対応するものとなる。その対応関係は、図6に示したとおりである。

今回の改組により、教職大学院は大幅に拡充することになるが、その教育組織は、基礎となる学部の教員組織と対応するものになっている。そのため、学部の組織改変などをもたらす影響はない。

図6 学部と大学院の対応関係

【学部】				【教職大学院】		
課程	コース	専修	分野	プログラム	サブプログラム	対応する教科
学校教育教員養成	小学校	教育学		総合教育高度化	学校構想	
		心理・教育実践学			特別支援教育	
		言語文化	国語		言語文化系教育	国語
			英語			英語
		社会			社会系教育	社会
		自然科学	算数		自然科学系教育	算数数学
			理科			理科
		芸術	音楽		芸術系教育	音楽
		図画工作				図工美術
		身体文化	体育		身体文化系教育	保健体育
	生活創造	ものづくりと情報	生活創造系教育	技術		
		家庭科		家庭		
	中学校	言語文化	国語	教科教育高度化		
		英語				
		社会				
		自然科学	数学			
			理科			
		芸術	音楽			
		美術				
	身体文化	保健体育				
	生活創造	技術				
	家庭科					
	乳幼児教育					
特別支援教育						
養護教諭養成						

【対応関係】				
学校教員	小学校	心理・教育実践学	学校構想	
		特別支援教育	特別支援教育	
養護教諭			学校保健	
学校教員	小学校	教育学	子ども共育	
		乳幼児教育		
	小中	言語文化	国語	言語文化系教育
			英語	
		社会	社会系教育	
		自然科学	算数数学	自然科学系教育
			理科	
		芸術	音楽	芸術系教育
		図工美術		
	身体文化	保健体育	身体文化系教育	
	生活創造	技術	生活創造系	
	家庭科			

【9】入学者選抜の概要

1. アドミッション・ポリシー

〔1〕求める教員像

教員集団の中核として活躍する実践的探求力と課題解決力や、豊かな人間性・社会性を持つとともに、社会の変化とともに幅広く学び続ける教員。

〔2〕育成する能力

高度な知識・技能に基づいて子どもたちが主体的・協働的に学ぶ授業をデザインし、実践できる力、子どもと彼らを取り巻く状況を深く理解した上で適切な学級経営を行える力、的確な課題把握に基づいて問題解決を図り、学校運営の中核的スクールリーダーとなりうるマネジメント力、実践と理論の往還に基づく深い省察を行い、実践研究につなげていく力。

〔3〕求める入学者の姿

現代の教育課題を解決しようとする熱意を持ち、理論と実践を融合したカリキュラムによる学びによって研究力と実践力を培い、将来、教員集団の中核として活躍したいと考えている人。

2. 入試形態

〔1〕出願資格

教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者及び取得予定の者で、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。

なお、特別支援学校専修免許の取得を希望する者は、特別支援学校の一つ免許を有していること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者及び令和3年3月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び令和3年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び令和3年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和3年3月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者及び令和3年3月までに修了見込みの者
- (6) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程）を修了した者及び令和3年3月までに修了見込みの者
- (7) 旧制学校等を修了した者
- (8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者及び令和3年3月までに修了見込みの者
- (9) 令和3年3月31日現在において、大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、個別の出願資格審査により所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
- (10) 本学大学院において、個別の出願資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者及び令和3年3月31日までに22歳に達する者

[2] 一般選抜の対象

- ・学部卒業からストレートで進学を希望する者
- ・社会人で教育関係の職の経験をもたない者
- ・現職教員のうち、経験年数が5年に満たない者

[3] 現職教員等特別選抜の対象

- ・現職教員のうち、経験年数が5年以上の者

[4] 選抜方法

(1) 一般選抜

筆記試験、口述試験、必要に応じて実施する実技試験、成績証明書の内容に基づいて総合的に評価する。

(2) 現職教員等特別選抜

口述試験（「これまでの教育実践に関する口頭試問」を含む）、成績証明書の内容に基づいて、総合的に評価する。

[5] 入学定員

- ・入学定員は1学年52名とする。
- ・「一般選抜」「現職教員等特別選抜」ごとの定員は設定しない。

【10】取得可能な資格

本専攻の当該免許状の課程認定を受けた科目を必要単位数修得することで、以下の教員免許状（専修免許状）を取得できる。

ただし、専修免許状の種類（中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状についてはその免許教科）に対応する一種免許状を有していることが必要である。

幼稚園教諭専修免許状

小学校教諭専修免許状

中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語）

高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、福祉、英語）

特別支援学校教諭専修免許状（知的障害、肢体不自由者、病弱者）

養護学校専修教諭

本専攻においては、一種免許状取得を出願資格としており、学部での免許状未取得者の入学は想定していない。

【11】大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施

現職教員に対して、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例及び同設置基準第 15 条（大学院設置基準第 25 条等準用）に定める授業の方法の趣旨に基づき、現職教員等が大学院教育を受ける機会をひろげるため、教育方法の特例を実施する。

1. 修業年限

修業年限は 2 年とする。なお、5 年以上の教職経験を有する現職教員学生は、1 年の短期履修を申請することは可能であるが、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特別措置の適用を希望する場合は、1 年間の短期履修の申請は認めない。

2. 教育方法等

標準カリキュラムにおいて、実地研究・課題研究以外の修了要件単位数を、1 年次に修得できるように履修指導を行う。

2 年次は、本務校等での勤務の傍ら、「課題研究Ⅱ」での学びを通して「研究実践報告書」の作成を中心とする学修を行う。

「課題研究Ⅱ」は、勤務時間以外の土曜日又は平日の勤務時間以外の夜間等において実施する。

「実地研究Ⅱ」は、本務校での教育を通して行い、適宜担当教員の指導を受けるものとする。

* 履修指導の実際

入学当初に実施するオリエンテーションにおいて、2 年間の修学期間の全体的な流れを示しながら各授業科目の実施方法について説明する。

履修開始以降は、指導教員が定期的に各種現職学生と面談して履修状況を確認し、必要に応じて各年次の履修計画の見直しを行う。

3. 教員の負担の程度

2 年次の土曜日、夜間等における指導がある場合は、週休日の振替等により対応する。

教員の負担の程度については、授業担当については、担当教員の通常授業での負担軽減を図るなどして平準化を図る。

夜間開講は、19 時半までであり、深夜に及ぶことはない。

2 年次の「実地研究Ⅱ」については、指導教員と副指導教員が担当することになる。本学の場合は、専任教員と兼任教員のすべてが、指導教員・副指導教員となるため、専任教員であるか否かによる、負担の偏りは生じない。

「課題研究」においても同様で、専任教員と兼任教員のすべてが、指導教員・副指導教員となるため、専任教員であるか否かによる、負担の偏りは生じない。

4. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

大学の施設利用について、図書館は土曜日及び夜間（21 時 30 分まで）開館しており、利用可能である。また、学内 LAN を使用して、学内外の必要な情報を入手したり、各種申請を行ったりすることが可能である。さらに、学内外からも大学院での学修に必要な情報にアクセスすることができる体制が整っている。

救急医療面等の対応に関しては、医師と看護師が常駐する本学保健センターは、平日の 9 時から 17 時までの利用となっている。そのため夜間や休日は利用できないが、キャンパス内には、夜間休日も警備員が常駐しており、緊急対応できる体制が整っている。

食堂などの厚生面については、生協の食堂並びに購買部が、平日は 20 時まで（土曜日は食堂が 13 時半まで、購買部が 14 時半まで）営業している。またキャンパス内に、土日も含め 22 時まで営業しているコンビニエンスストアがある。夜間土日の学修を行うに当たっての厚生面での環境は整っている。

夜間開講は、19 時半までである。通常の事務職員の勤務時間を超える時間帯の職員配置については、勤務時間の割り振り等により配慮する。配置が困難な場合は、授業担当教員及び指導教員が対応し、事務職員へつなぐものとする

5. 入学者選抜について

大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特別措置を希望する現職教員は、通常の手続きに加え、所属学校長の派遣現職教員に対する期待及び要望を含めた推薦書（書式任意）を提出するものとする。

入学者選抜は、現職教員等特別選抜として実施する。

【12】管理運営

国立大学法人埼玉大学大学院学則第7条の2の規定に基づき、「研究科の教育研究に関する事項を審議するため」、研究科の最高意思決定機関として、研究科委員会を設置している。（別添資料10）

また、当該委員会の定めるところにより、専任教員によって構成される教職実践専攻委員会を設置し、機動的に調査や検討ができるよう図る。さらに、研究科構成員によって構成される分科会（諸委員会）を設置し、カリキュラム・実地研究（学校における）・アドミッション・広報といった個別の具体的な課題について検討し、運営する体制を取る。

教職実践専攻の常勤の専任教員（みなし専任を含む）は、学部の授業も担当しており、教育学部教授会へ参加している。

1. 研究科委員会

(1) 役割

研究科の教育研究に関する重要事項を審議する。

(2) 構成員

①研究科長（教育学部長が兼任する）

②研究科担当の専任及び兼任の教授、准教授及び講師（みなし専任教員を含む）

(3) 開催頻度

審議事項がある場合、学部教授会終了後（月1～2回程度）

(4) 審議事項

①大学院学生の入学及び課程の修了に関する事項

②学位の授与に関する事項

③前2号に掲げるものの他、学長が定める教育研究に関する重要な事項

(5) 事務

委員会の事務は、学務部教育学部支援室が所掌する。

2. 教職実践専攻委員会

(1) 役割

本専攻の教育研究戦略・教育研究方法等について検討し、案を作るなどして、その内容を研究科委員会に提案する。

(2) 構成員

①専攻長（研究科長が指名する）

②研究科担当の専任である教授、准教授及び講師（みなし専任教員を含む）

(3) 開催頻度

検討事項がある場合で、月に2回程度

(4) 審議事項等

①本専攻の教育研究戦略

②本専攻の教育研究方法

③その他本専攻の教育研究の改善に資する事項

(5) 機動的なシステム

本専攻の最終決定機関は研究科委員会であるが、学校教育の実態や社会の変化等に柔軟に対応しうる機動的な管理運営のために、教職実践専攻委員会において機動的に調査や検討ができるよう図る。

3. 教育学研究科諸委員会（分科会）

教育学研究科教職実践専攻の、教育研究や運営を担うものとして、教育学研究科の下に、下記の4委員会を置く。

①研究科カリキュラム委員会：

教職実践専攻の時間割作成や、全体のカリキュラムの改善を行う。共通科目及び選択科目の内容の検討、実地研究や課題研究などの取り組みを検討する。

②研究科実地研究委員会：

実地研究の企画・運営・評価など担当する。実地研究を行う学校の調整や学校訪問の期日など、実地研究に関する活動を支援する。

③研究科アドミッション委員会：

教職大学院の入試全般を担当する。

④研究科広報委員会：

教職大学院の広報関係を担当する。

4. 教育研究改善のしくみ

本学教職大学院の取り組みについて、連携協定を締結している埼玉県教育委員会並びにさいたま市教育委員会との意見交換の場を複数設けている。

埼玉県教育委員会とは連携協議会を設け、年1回の意見交換の場を設けているが、その場で教職大学院の取り組みを紹介する一方、教育委員会として本学教職大学院へ求めるものについて意見交換している。構成メンバーは、埼玉県側は「市町村支援部長、同副部長、県立学校部副部長、県立総合教育センター総合企画長、県立学校人事課長、高校教育指導課主席指導主事、教職員採用課長、特別支援教育課長、小中学校人事課長、義務教育指導課主席指導主事」である。

さいたま市教育委員会とも同様に、年1回のコラボレーション推進委員会において、種々の意見交換を行っている。構成メンバーは、さいたま市側は「学校教育部長、同次長、同参事、管理部教育総務課副参事、学校教育部教職員課長、同指導1課長、同指導2課長、同健康教育課長、教育研究所長、さいたま市立小学校長会会長、さいたま市中学校長会会長」である。

これらの協議会等で得られた意見については、教育学研究科教職実践専攻委員会などで受け止め、教育研究の改善に向けて早急に検討していく。

教育課程連携協議会として実施する「教員養成に関する諮問会議」においても、同様に、現場や教育委員会との意見交換を行い、教職大学院の教育研究の改善に努める。

「教員養成に関する諮問会議」については、「【6】教育課程連携協議会について」にて述べる。

【13】自己点検・評価

1. 大学における自己点検・評価の組織的推進

本学では、副学長（目標計画・評価担当）を置くとともに、自己点検・評価を全学的実施する組織として埼玉大学教育・研究等評価室（以下「評価室」という。）を設置している。評価室は、副学長を室長とし、学部・研究科から選出された兼任教員5名、事務職員1名で、教育・研究活動及び業務運営の状況について、適正な評価に基づく改善提言や評価結果の反映の検証を通じた教育・研究活動の質の向上と業務運営の改善を図るための業務を行っている。その内容は、教育・研究活動及び業務運営に関する評価情報の収集、調査・分析や中期目標、中期計画及び年度計画の達成状況、外部評価への対応、評価に基づく改善提言とその検証、評価結果の公表といった評価業務全般に及ぶものである。評価室からの改善提言は、学長を通じて各部局へ指示され、改善へと導かれ、その結果は、検証される。

中期目標、中期計画、年度計画の評価では、教育、研究、国際化、社会貢献、業務運営等の項目について、進捗状況や成果などを各部局で自己点検・評価を行い、その結果を評価室へ報告している。評価室では、目標や計画の進捗状況を検証し、自己点検・評価書及び業務の実績に関する報告書として取りまとめるとともに、進捗の遅れ等が認められる場合は、学長へ報告を行い、改善を促す仕組みを構築している。

教育面では、現在、毎年、第1・第2ターム終了時及び第3・第4ターム終了時に学生による授業評価を定期的に行っており、その結果は各教員にフィードバックされ、各教員はそれらを生かして授業改善に取り組んでいる。教職大学院の授業についても同様の取り組みを推進している。教員の業績評価の際に、授業評価の結果が低い教員に対しては、部局長から指導することが行われ、教育の質の向上に寄与する取組が行われている。教職大学院改組以降も、同様の取り組みを推進することで、さらなる、授業改善が実現することが期待される。

2. 教職大学院における、実地研究Ⅰの中間・最終報告会

これまで、学卒院生の実地研究Ⅰの実施に当たっては、8週の実地研究Ⅰの4週目、12週の実地研究Ⅱの6週目を終えた時点で中間報告会を設け、それぞれの院生の実地研究の実施状況や課題を整理し、後半の実地研究の取り組みの改善に役立てている。さらに、全実習終了後に最終報告会を行い、各院生が実習後半及び全期間を通じての成果と課題を整理し、他の学卒院生や現職教員院生（1年生）との協議によって、課題研究Ⅰあるいは課題研究Ⅱにつなげている。

これらの報告会は実地研究部会が中心となって運営し、学卒院生（1、2年生）、現職教員院生（1年生）及び院生の指導教員の参加のもとで行われている。また、最終報告会は日程を調整し、実地研究Ⅰの実習受け入れ校である附属小学校・中学校・特別支援学校の教員にも参加をいただいている。

教職大学院改組後の令和3年度以降も、同様の報告会を実施する。報告会の運営は、新たに設置する「研究科実地研究委員会」が担うことになるが、院生・指導教員に加え、附属学校教員の参加を得て推進することで、実地研究のさらなる充実を図ることが期待される。

【14】 認証評価

1. 既に受けた認証評価

本教職大学院は、平成 30（2018）年（開設 3 年目）に一般財団法人教員養成評価機構から認証評価を受けた。その結果は、以下のとおりである。

I 認証評価結果

埼玉大学教職大学院（教育学研究科教職実践専攻）は、教員養成評価機構の教職大学院評価基準に適合していると認定する。

認定の期間は、平成 36 年 3 月 31 日までとする。

以上

2. 今後の予定・計画

○今回の改組に伴う変更

本改組に伴う変更箇所については、改組後に「教育等の内容に関する重要な変更届」を教員養成評価機構へ教員養成評価機構に提出し、自己評価内容の変更を行う。

○今後の計画

(1) 認証評価を受ける計画等の全体像

本教職大学院は、平成 30（2018）年に認証評価を受け、「評価基準に適合している」との認定を受けた。認定期間は「平成 36（2024、令和 6）年 3 月 31 日まで」である。

これを受け、今回は、令和 5（2023）年に、一般財団法人教員養成評価機構から認証評価を受ける。このことを前提に計画を進める。

そこで、令和 4（2022）年度より認証評価検討チームを組織し、準備に当たる。

令和 4 年 9 月 学内検討チームの設置

同年 説明会への参加

令和 5 年 5 月 認証評価機関との協議（評価規準や評価の実施方法の確認等）

令和 5 年 5 月 認証評価のための申請

(2) 認証評価を受けるための準備状況

認証評価検討チームを組織し、準備を進める。

令和 5 年度中に、一般財団法人教員養成評価機構から認証評価を受ける。現在、当該機関と準備計画等の協議の準備を進めている。

(3) 認証評価を確実に受けることの証明

(財) 教員養成評価機構より認証評価を受けることになっている。（別添資料 11）

【15】情報の公表

教育学研究科に係る教育研究活動の状況について、ウェブサイト、パンフレット、学生募集要項等の多様な媒体を活用し広く紹介している。

本学教職大学院のウェブサイト

「埼玉大学教職大学院 教育学研究科 専門職学位課程」

<http://kyoshoku.edu.saitama-u.ac.jp/>

また、教育実践Forumにおける研究発表等を通じて教職大学院での教育研究成果を地域へ還元している（別添資料12）

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

「教育研究上の目的 教育学研究科」

http://edu-info.saitama-u.ac.jp/05_mokuteki/index_05_07.html

イ 教育研究上の基本組織に関すること

「埼玉大学大学院教育学研究科」

<http://www.saitama-u.ac.jp/edu/grad/>

ウ 教員組織、教員並びに各教員が有する学位及び業務に関すること

「教員スタッフ 教員名一覧 教育学部」

http://edu-info.saitama-u.ac.jp/07_kyoin/index_07_05_02.html

「研究者総覧」

<http://s-read.saitama-u.ac.jp/researchers/>

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

「教育学研究科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」

http://edu-info.saitama-u.ac.jp/03_nyugaku/index_03_02_02.html

「教育学研究科の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」

http://edu-info.saitama-u.ac.jp/01_gakuijyuyo/index_01_12.html

「入学者数、卒業者数、卒業後の進学・就職状況等」

http://edu-info.saitama-u.ac.jp/08_nyutosotu/index.html

「卒業者の教員への就職の状況に関すること」

http://edu-info.saitama-u.ac.jp/13_kyoin/index_05.html

「卒業者の教員免許状の取得状況に関すること」

http://edu-info.saitama-u.ac.jp/13_kyoin/index_04.html

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

「授業・履修関係 Webシラバス」

<http://syllabus.saitama-u.ac.jp/portal/public/syllabus/>

「授業・履修関係 学年暦」

<http://www.saitama-u.ac.jp/student/index.html>

- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
「授業・履修関係 成績について」
<http://www.saitama-u.ac.jp/student/index.html>
「授業・履修関係 Web学生システム（在学生用）」
<http://www.saitama-u.ac.jp/student/index.html>
「国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科規程」
<http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/3-2-03.pdf>
「国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則」
<http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/4-1-03.pdf>
- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
「学部・大学院等」
<http://www.saitama-u.ac.jp/dept/index.html>
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
「授業料、入学料やその他の費用」
http://edu-info.saitama-u.ac.jp/11_keihi/index.html
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
「在学生の方」
<http://www.saitama-u.ac.jp/student/index.html>
- コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）
「学則等各種規程」
<http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/mokuji-n/index-0.html>
「設置認可申請書、設置届出書」
<http://www.saitama-u.ac.jp/guide/information/info/index.html>
「設置計画履行状況等報告書」
<http://www.saitama-u.ac.jp/guide/information/info/index.html>
「自己点検・評価報告書」
<http://www.saitama-u.ac.jp/guide/information/info/index.html>
<http://hyouka.eva.saitama-u.ac.jp/jikotenken.html>
<http://hyouka.eva.saitama-u.ac.jp/kokuritu.html>
「認証評価の結果」
<http://hyouka.eva.saitama-u.ac.jp/ninshou.html>

【16】教育内容等の改善のための組織的な研修等

1. 大学が行っている研修等

(1) 研究倫理教育

研究活動上の不正行為を事前に防止する取組として、教職員（5年毎）、大学院生（全員）、学部学生（各学部が指定する学年）を対象とし、eラーニングコースの受講による研究倫理教育を実施している。

(2) ハラスメント防止研修

基礎的知識等の理解を通じて、アカデミックハラスメント等の防止の推進に資するため、全構成員を対象としたハラスメント防止研修を毎年実施している。

(3) 新任教員研修会

新任教員を対象として、大学における業務や職務、倫理などを身につける研修会を毎年実施している。

2. 教育学部が行っている研修等

(1) 教育学部主催ファカルティ・ディベロップメント（FD）

教育学部に FD 委員会を設け、教員の教育研究の質の向上に資するための各種研修を行っている

令和元年度は、在外研修報告を兼ねて、下記の内容で実施した。

- ・ 7月15日：「日本陸軍と戦争神経症」（本学特別支援教育講座 細渕富夫教授）、「アメリカ教育政策における裁判所の役割」（本学教育学講座 高橋哲准教授）、「子どもの育ちを支える環境づくり」（本学生活創造講座家庭科分野 吉川はる奈教授）

また、現代的課題として、大人の発達障害について学ぶことが不可欠と考え、下記の内容のものを行った。

- ・ 1月31日：「発達障害のある学生の修学と合理的配慮」（本学特別支援教育講座 名越斉子教授）

令和2年度以降も、こうした時宜にかなった FD を実施していく。

3. 教育の状況及び成果に対する自己点検・評価の組織的推進

(1) 大学における自己点検・評価の組織的推進

本学では、現在、毎年、第1・第2ターム終了時及び第3・第4ターム終了時に学生による授業評価を定期的に行っており、その結果は各教員にフィードバックされ、各教員はそれらを生かして授業改善に取り組んでいる。教職大学院の授業についても同様の取り組みを推進している。

教職大学院改組後の令和3年度以降も、同様の取り組みを推進することで、さらなる、授業改善を実現することが期待される。

(2) 教職大学院における、実地研究Ⅰの中間・最終報告会

現在の教職大学院においては、学卒院生の実地研究Ⅰの実施に当たっては、8週の実地研究Ⅰの4週目、12週の実地研究Ⅱの6週目を終えた時点で中間報告会を設け、それぞれの院生の実地研究の実施状況や課題を整理し、後半の実地研究の取り組みの改善に役立てている。さらに、全実習終了後に最終報告会を行い、各院生が実習後半及び全期間を通じての成果と課題を整理し、他の学卒院生や現職教員院生（1年生）との協議によって、課題研究Ⅰあるいは課題研究Ⅱにつなげている。

これらの報告会は実地研究部会が中心となって運営し、学卒院生（1、2年生）、現職

教員院生（1年生）及び院生の指導教員の参加のもとで行われている。また、最終報告会は日程を調整し、実地研究Ⅰの実習受け入れ校である附属小学校・中学校・特別支援学校の教員にも参加をいただいている。

教職大学院改組後の令和3年度以降も、同様の報告会を実施する。報告会の運営は、新たに設置する「研究科実地研究委員会」が担うことになるが、院生・指導教員に加え、附属学校教員の参加を得て推進することで、実地研究のさらなる充実を図ることが期待される。

4. 教職大学院に関わる優れた教員の質の維持向上

(1) 教職大学院拡充へ向けてのFD講演会等

平成29年8月の、国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて一国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書—（以下「報告書」という。）」を受けて、以下の二つの取り組みを行い、拡充への準備とした。

●学部運営企画室会議における「報告書」の解説と対応検討

教育学部の運営と企画を担う組織として「学部運営企画室会議」を設置している。その場で「報告書」の輪読を行い、内容の理解と対応策の検討を行った。

●FD講演会の実施

「報告書」も踏まえた拡充する教職大学院の姿を理解するため、全教員を対象としたFD講演会を連続して実施した。これにより、教科専門の教員も含めた教員の「教職大学院」への理解を深めることができた。

- ・平成29年9月8日：「国立教員養成学部・大学院・附属学校の課題と今後の在り方」
（独）国立高等専門学校機構監事 前兵庫教育大学長〔当時〕 加治佐哲也氏）
- ・平成31年1月11日：「これからの国立教員養成大学の在り方」（元福井大学教育学部長 松木健一氏）
- ・平成31年1月25日：「教職大学院の現状と課題」（東京学芸大学准教授 渡辺貴裕氏）

(2) 教職大学院担当教員としての質保証

現在の教職大学院においては、その授業のほとんどが、チームティーチング、あるいはオムニバス形式で行われており、その中で授業担当者相互での教育能力向上に向けての研鑽は日常的に行われている。改組拡充後の教職大学院においても、ほとんどの授業がチームティーチング、あるいはオムニバス形式で行う予定である。こうした協働による授業担当を通して、教育能力向上を図るべく努める。

新しい教職大学院の専任教員として配置している教員のうち、10名が研究者教員である。これら研究者教員に対しては、本研究科で独自に設定した「教職大学院担当教員の適格性に係る指標」（別添資料6）により、実務経験等の担当の適格性を計っている。

この他、兼任教員72名すべてが研究者教員であり、教職大学院に関わるものとして、合計82名の研究者教員がいる。この研究者教員すべてが、既に教職大学院における兼任教員として授業担当実績を持っている。今後、研究科全体で、附属学校での研究授業・授業研究会・校内研修へ参加し、指導助言や共同研究を行うことを通じて、実践的な知見の充実を図るべく努める。

実務家教員については、大学院生がまとめる課題研究報告書の指導や、研究者教員とともに「現代的・地域的教育課題の共同探求」の担当を通して、実践研究の能力向上を図る。

【17】 連携協力校等との連携

学卒院生の実地研究では、附属学校園及び県内の小中学校を受け入れ先として実習を行う。

附属全学校園とは教育学部教育実習の受け入れ先として、また種々の共同研究において連携しているところであるが、実地研究受け入れ先としても引き続き連携する。附属学校園には幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校があり、院生の所持免許状や研究課題に対応して実習先を決定する。

新たな専攻においては、子ども共育サブプログラムを選択し幼稚園教諭専修免許状を取得する院生が幼稚園で実習すると想定されるので、附属幼稚園を活用する。

本専攻開設時以来、埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会との協議を経て埼玉県内に表 10 のとおり連携協力校がある。連携協力校に対しては、実地研究の目的及び実施方法等、学部実習との差異、教職大学院で学ぶことの意義やそこで得られる知識・能力について、文書及び事前訪問を通じて周知・説明する。さらに実施時には、想定されない事態や判断を急ぐ事態に対して教職大学院の窓口を設置し、日常的に連絡を取りやすい体制を整えている。また院生の実地研究校の決定に際しては、学校の取り組む研究課題や、関連教科教員の体制その他の条件と、院生の研究課題とを勘案し、実地研究の成果が最大になるよう留意する。

表 10 連携協力校一覧

さいたま市立常盤小学校	戸田市立戸田南小学校
さいたま市立土合小学校	戸田市立芦原小学校
さいたま市立大久保小学校	戸田市立戸田中学校
さいたま市立西浦和小学校	草加市立高砂小学校
さいたま市立栄和小学校	草加市立草加中学校
さいたま市立田島小学校	伊奈町立小針北小学校
さいたま市立大久保東小学校	伊奈町立南中学校
さいたま市立新開小学校	川越市立仙波小学校
さいたま市立神田小学校	川越市立富士見中学校
さいたま市立中島小学校	東松山市立新宿小学校
さいたま市立大成小学校	東松山市立北中学校
さいたま市立指扇小学校	熊谷市立熊谷東小学校
さいたま市立鈴谷小学校	熊谷市立富士見中学校
さいたま市立城南小学校	秩父市立影森小学校
さいたま市立土合中学校	秩父市立影森中学校
さいたま市立大久保中学校	春日部市立粕壁小学校
さいたま市立田島中学校	春日部市立春日部中学校
さいたま市立上大久保中学校	羽生市立岩瀬小学校
さいたま市立ひまわり特別支援学校	羽生市立西中学校
さいたま市立さくら草特別支援学校	埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園

この他に、本学教員が教育・研究において関与している学校において、埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会との連絡の上で実習を実施してきた（たとえば令和元年度3校、令和2年度5校：表 11）。

引き続きこうした関係の学校への実施協力を依頼する。

表 11 直近 2 年間の連携協力校以外の実績小・中学校

さいたま市立日進中学校	上尾市立瓦葺中学校
さいたま市立大戸小学校	蓮田市立蓮田中学校
さいたま市立内谷中学校	新座市立新座小学校
さいたま市立大原中学校	
さいたま市立大宮北中学校	

なお、高等学校での実地研究は、表 12 のとおり、埼玉県立新座総合技術高等学校へ依頼し、行ってきた実績がある。現在連携協力校となっているのはさいたま桜高等学園であるが、教育委員会や私立学校とのとの間で協議の場を設けており、連携協力校拡充の方向で検討が進んでいる。

表 12 高等学校の実地研究協力実績校

埼玉県立新座総合技術高等学校

【18】実習の具体的計画

(1) 実習の構成

実習は、1年次通年の実地研究Ⅰと2年次通年の実地研究Ⅱから構成される。

実地研究では、教育課程、教科指導、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導などをはじめ、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会とする。また、教科指導や生徒指導、学級経営等の課題や問題に関しては、多様な問題の中から実習校の担当教員の指導のもと、取り組むべき課題を適切に選定し自ら企画・立案した学習活動を実施して、具体的な教授活動を体験・経験する。計画・実施・評価という一連の過程においては、学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質を養うよう具体的にプロセスを追って学ぶことができるように、実地研究校との打合せを入念に行う。

実地研究は、専攻するサブプログラムで取得する専修免許状に対応して、実地研究Ⅰ及びⅡ（右記を除く）と、実地研究Ⅰ（特別支援教育）及びⅡ（特別支援教育）（特別支援教育サブプログラムに対応）、実地研究Ⅰ（学校保健）及びⅡ（学校保健）（学校保健サブプログラムに対応）が設けられる。

(2) 指導体制

学卒院生・現職院生ともに、1年次には2名ずつ、2年次には3名ずつの指導教員を配置する。各院生に対する指導教員には、実務家教員もしくは研究者教員のうち教育実践を専門とする者（以下「教育実践を専門とする研究者教員」という。）を必ず含むものとする。「教育実践を専門とする研究者教員」とは、具体的には、研究者教員であって、実務家教員の要件とされる「20年程度の教育実務経験」は有していないものの、教育現場をフィールドとしながら、教育の実態に対応した教育方法の開発を行うなど、教育実践的な研究を積んでいるものを指す。こうした教育実践を専門とする研究者教員や実務家教員とともに、理論的な研究を専門とする研究者教員の両者により構成されることにより、理論と実践の融合、往還を図るため相互に連携した指導を実現する。教育実践を専門とする研究者教員については、本研究科で独自に設定した「教職大学院担当教員の適格性に係わる指標」（別添資料6）により、実務経験等に関わる適格性を計る。本研究科で設定した「教職大学院担当教員の適格性に係わる指標」は、「教育実践に関わる実績」など8項目からなり、総ポイント30ポイントに対し、教科専門領域教員はCランク10ポイント以上、教職専門領域・教科教育領域教員はBランク15ポイント以上、としている。「教育実践を専門とする研究者教員」は、Aランクの20ポイント以上とする。指導教員の決定に際しては、専攻するサブプログラムや、修了後に希望する教職の校種・教科、学修・研究課題などを考慮し、研究者教員と実務家教員、教職専門と教科専門の教員などが偏りなく関わるように配置される。指導教員は実地研究における指導のほか、課題研究や学修全般にわたり指導・助言を行う。便宜上1名を主指導教員とするが、チーム・ティーチングを基本として指導を行う。各学年で行われる実習の事前指導には指導教員全員が立ち会い、指導教員全体の協議の場も設けられる。

専攻内には実地研究担当者（部署）を置き、実地研究事前指導や中間及び最終報告の取りまとめなどを行うとともに、指導教員・院生・実地研究校の全体が有機的に機能するよう調整する。

(3) 実地研究Ⅰ（学卒院生）

学卒院生は、1年次通年で実地研究Ⅰ・実地研究Ⅰ（特別支援教育）・実地研究Ⅰ（学校保健）を履修する。ここでは16日間にわたり、附属学校園あるいは連携協力校などの実地研究校に出向き、実習を行う。

実地研究校での実習が始まる前の第1・2タームは、実地研究担当者を中心にした事

前指導や指導教員の個別指導によって、院生の問題意識を高めながら実地研究校の選定を行い、実地研究計画書を作成させる。

実地研究校での実習開始後は日々の実習記録を作成させ、2週に1度は指導教員が実地研究校に赴き、進捗状況を確認しながら必要な指導を行う。実践と理論の往還を果たすために、途中でのリフレクション（振り返り活動）を行うほか、中間時点と終了時に専攻全体での実地研究報告会を設けて、集団的に実地研究の学修成果を確認する。中間及び最終報告会に際しては報告書を作成させ、その過程に指導教員が複数関わることで、多角的な振り返りの機会とする。また最終報告会は実習校の教員も同席し、大学内における実習先からの指導機会とする。

(4) 実地研究Ⅱ（学卒院生）

学卒院生は、2年次に実地研究Ⅱ・実地研究Ⅱ（特別支援教育）・実地研究Ⅱ（学校保健）を履修する。ここでは24日間にわたり、附属学校あるいは連携協力校などの実習先に出向き、実習を行う。

前年度の実地研究Ⅰの学修を踏まえ、前年度中に実地研究先の選定を行い、実地研究計画書を作成させる。開始前に実地研究ガイダンスを実施して、事前指導を行う。また実地研究先を指導教員と共に訪問し、事前指導を受ける。

実習開始後は日々の実習記録を作成させ、実習期間中に6回程度は指導教員が実習先に赴き、進捗状況を確認しながら必要な指導を行う。週の後半を実習校で過ごし、前半は大学で授業を受講する形態を生かして、理論と実践の融合・往還を図り、また各指導教員の日常指導を実習中に受けることが可能である。

終了時には専攻全体で実地研究報告会を設け、最終報告書の作成など実地研究Ⅰと同様の態勢で、集団的に学修の成果を確認する。

表 13 学卒院生の実地研究Ⅰ・Ⅱにおける計画から成果報告までの指導日程

担当者 指導内容	実地研究担当者	指導教員(複数)	実習校教員	実習校指導教員 (1名～複数)
計画指導	計画書受理	計画書作成指導		
実習指導		振り返り指導	全体指導	個別指導
中間報告会	中間報告書指導 中間報告書受理	中間報告書作成 指導		
実習指導		振り返り指導	全体指導	個別指導
最終報告会	最終報告会指導 最終報告書受理	最終報告書作成 指導	出席指導	出席指導

(5) 実地研究Ⅰ（現職院生）

現職院生の実地研究Ⅰ・実地研究Ⅰ（特別支援教育）・実地研究Ⅰ（学校保健）は、指導教員の指導の下で自らの計画に従い、研究指定校や先進的な実践研究に取り組んでいる学校などを実地研究先と定めて、延べ128時間に相当する訪問学習を行う。年度当初に実地研究ガイダンスを実施して、事前指導を行う。

実地研究開始後は、フィールドワーク記録シート、フィールドワーク報告カードを作成させ、訪問学習の都度指導教員からの指導が行われる。

(6) 実地研究Ⅱ（現職院生）

現職院生に対しては、短期履修制度を適用可能とする。この場合の**実地研究Ⅱ・実地研究Ⅱ（特別支援教育）・実地研究Ⅱ（学校保健）**については、勤務校での教育活動実績に対して審査し、**実地研究**を履修したものとして認定する。

短期履修制度を適用せず通常の履修に服する現職院生の場合の**実地研究Ⅱ・実地研究Ⅱ（特別支援教育）・実地研究Ⅱ（学校保健）**は、所属校において、学校課題を踏まえた各人のテーマに関する実践的な研究の深化を図る。大学指導教員が実習期間中に6回程度の学校訪問を行い、進捗状況を確認して指導を行う。

表 14 現職院生の**実地研究Ⅰ・Ⅱ**における計画から成果報告までの指導日程

指導内容	担当者	実地研究担当者	指導教員（複数）
前期・後期 実地研究 計画		研究計画書受理	計画書作成指導
実地研究 指導			全体指導・計画の修正実施に関する指導
最終報告		最終報告書受理	報告書作成指導

(7) 共通必修科目「**学校と教職の課題探求**」との関連

実地研究指導教員からの個別指導に加えて、学卒院生と現職院生が交わって**実地研究**についての集団的なリフレクションを行う場を、共通必修科目「**学校と教職の課題探求**」に設ける。この科目は通年実施され、前期には現職院生の**実地研究Ⅰ**等を対象としてのリフレクションを履修者全員で行い、後期には学卒院生の**実地研究Ⅰ**等を対象とする。これは院生が将来現場で直面する校内研修のモデルとなることも期待される。

